

土地家屋調査士会

会報 かごしま

Kagoshimaken Land and House Investigator Association



2017
秋

Vol.92



鹿児島県土地家屋調査士会



表紙写真について

日本名水 100 選に選ばれている湧水町の丸池

上記写真について

出水市野田町で 11 月 3 日に行われる西日本オールドカーフェスタの様子

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

(職 責)

法第2条 土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(会則等の遵守義務)

会則第88条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

(研修の受講)

会則第86条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に務めなければならない。

2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

3 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

境界紛争ゼロ宣言!!

私たち土地家屋調査士は、未来を担う子供たちが安心して豊かな暮らしをおくることができる街づくりのため、広く社会の声に耳を傾けて土地所有及び利用の実態を把握することにより、国民の信頼に応えるべく行動します。

- 1 不動産の登記と地図の重要性を広く各層に発信し、その整備の充実に貢献します。
- 2 土地境界をめぐる紛争を未然に防止するために、境界管理の必要性を社会に周知します。
- 3 国民の利便性向上のため、各種専門分野と連携し、土地制度の改善に努めます。

私たちは、土地境界紛争をなくすため、ここに境界紛争ゼロに向かって進むことを宣言します。

平成 26 年 11 月 14 日
2014 日調連公開シンポジウム
「土地境界紛争が起きない社会」



目次

会長挨拶	会 長 宮 脇 謙 舟	1
鹿児島地方法務局長挨拶	鹿児島地方法務局長 新 井 浩 司	2
鹿児島県弁護士会会長挨拶	鹿児島県弁護士会会長 馬 場 竹 彦	4
鹿児島県司法書士会会長挨拶	鹿児島県司法書士会会長 上前田 和 英	6
鹿児島県行政書士会会長挨拶	鹿児島県行政書士会会長 鶴 信 光	8
南九州税理士会鹿児島県連合会会長挨拶	南九州税理士会鹿児島県連合会会長 押 井 啓 一	9

連載記事

「土地家屋調査士と境界紛争 ― 自己紹介を兼ねて ―」	京都産業大学 大学院法務研究科 研究科長 教授 草 鹿 晋 一	10
-----------------------------	------------------------------------	----

新入会員紹介

土地家屋調査士としてのこれから	鹿屋支部 川 崎 龍	16
開業して良かった	南薩支部 亀之園 拓 朗	16
開業にあたって	鹿屋支部 内別府 健	17
土地家屋調査士としての抱負	霧島支部 元 井 竜太郎	18
開業にあたって	鹿児島支部 里之園 健	18
入会のご挨拶	鹿児島支部 上 野 綱一郎	19
開業に当たり	出水支部 児 島 亮 介	19

10年ひとむかし

調査士人生の句読点	霧島支部 田原春 幸 作	21
土地家屋調査士業30年感謝	鹿児島支部 大 津 辰 郎	22
開業20年	出水支部 湯 田 好 江	22

会員のひろば

リレー ある調査士の眩き 第12回	鹿児島支部 福 元 浩 二	24
二胡に酔う?	鹿児島支部 坂 元 均	25
趣味が登記を支える日	鹿児島支部 岡 泰 之	26
50歳になり、想うこと	霧島支部 新 地 正 明	29

会務報告

30

各部報告

総務部	総務部長 小 川 兼 義	37
財務部	財務部長 前 杉 竜 志	37
業務部	業務部長 小山田 誠一郎	38
研修部	研修部長 池 田 成 人	39
広報部	広報部長 竹 添 裕 二	40
社会事業部	社会事業部長 出 石 靖 之	41

支部だより

霧島支部だより	霧島支部長 池 田 成 人	42
川内支部だより	川内支部長 出 石 靖 之	43
出水支部だより	出水支部長 竹 添 裕 二	43
鹿屋支部だより	鹿屋支部長 有 島 龍太郎	44
大隅支部だより	大隅支部長 又 木 秀 幸	45
大島支部だより	大島支部長 久 永 瑞 樹	45

境界問題相談センターかごしまだより

センター長 鳥 越 健	47
-------------	----

公嘱協会だより

理事長 西 英 孝	48
-----------	----

政治連盟だより

会 長 磯 端 強 志	49
-------------	----

青調会だより

会 長 米 倉 央	50
-----------	----

事務局だより

調査士会 山 口 純 久	51
--------------	----

会 長 挨拶

鹿児島県土地家屋調査士会

会 長 宮 脇 謙 舟



5月26日の鹿児島県土地家屋調査士会定時総会にて会長に就任致しました宮脇です。早速、7月8日に理事会を開催致しまして、先日皆様にお伝えしました通り、各部長、常任理事をはじめとした業務分担も決定しました。執行部一同、業務計画に従いまして、皆様の為になりますよう活動致しますので宜しくお願いします。

総会の翌週6月3日、4日には鹿児島の城山観光ホテルで九州ブロック協議会の総会が行われました。九州ブロックの新役員として、会長に福岡の野中会長、副会長に私・宮脇、監事に沖縄の島袋副会長、事務局に福岡の佐藤副会長が選任されました。連合会からも、林会長をはじめ、連合会会長、副会長候補者の方々が、九州ブロック協議会総会懇親会にご参加くださいました。連合会の現在、将来像等を身近にお聞きする事が出来まして、勉強になりました。

九州ブロック協議会としましては、10月21、22日に担当者会同、23日にゴルフ大会、翌年1月27、28、29日に新人研修会を開催致します。いずれも鹿児島で行いますので、現在総務部、研修部を中心として準備をしています。10月23日のゴルフ大会には、是非皆様のご参加をお願い致します。6月20、21日には連合会総会が東京ドームホテルで開催されました。皆様にお伝えすべき事といたしまして、谷口名誉会長が法務大臣表彰を受賞されました。誠におめでとうございます。連合会総会には、鹿児島から代議人として宮脇、鳥越、小川の正副会長3名と連合会監事の馬場会員、そして受賞者の谷口名誉会長の5名で参加してまいりました。

連合会も、会長、副会長は選挙になり、結果としまして会長は現副会長の愛媛会の岡田さん、副会長は会長指名副会長として栃木の加賀屋さん、選挙組として山口の戸倉さん、岩手の菅原さん、岐阜の小野さんが選任されました。

連合会の事業報告としましては、やはり「空き家対策、耕作放棄農地等への対応」がございました。空き家や耕作放棄農地、所有者不明土地、相続未了地については、この頃新聞テレビでもよく報じられています通り大きな問題になっています。我々調査士の業務においても、隣接土地所有者が不明であったり、年配で意思確認や立会が出来ない案件が増えてきています。今後、民法改正まで含めて大きく動きがあるものと思います。この問題につきましては、県会としまして、今後の対応についてや良い提案を出せるように研究を進める予定です。

筆界特定制度とADR、また裁判関係が今後密接に関係を深め、私達の業務とも大きく関わってくるものと考えられます。しかし、筆界特定の調査委員もこの頃なり手が不足していますし、我々調査士は意見書の作成等法律関係書類の作成が苦手な部分があります。そこで県会としまして、法律関係の研修を行っていく予定です。皆様のご協力、宜しくお願いします。

御 挨拶

鹿児島地方法務局 局長
新 井 浩 司



本格的な秋の訪れを迎え、朝夕がしのぎやすい季節となりました。鹿児島県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から表示登記及び筆界特定手続の適正・円滑な処理に格別の御理解と御協力を賜っていることに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、法務局では、目まぐるしく変化する社会情勢に的確に対応するため、諸種の取組を行っています。ここでは、それら取組の一部について、御紹介させていただきます。

一つ目は、相続登記の促進についてです。

皆様、御承知のとおり、相続登記が行われなまま放置され、共有者が多数に上りその実態の把握が困難であるなど、いわゆる所有者不明の土地や建物が災害復興事業や公共事業等を阻害している現状が社会問題となっています。

当局では、本年2月1日に、貴会及び鹿児島県司法書士会と連携協力し「未来につなぐ相続登記」推進プロジェクトを立ち上げ、各種の周知広報活動を行っています。7月23日（日）には、「相続問題等（空き家、空き地）休日無料相談会」を開設しましたが、27組もの相談者が来庁されており、この問題に対する関心の高さがうかがえました。10月1日（日）に開設する「全国一斉！法務局休日相談所」においても、特に相続に関する相談を強調して広報するなどして相続登記の促進に取り組んでいますので、貴会及び会員の皆様の御協力をお願いします。

また、相続登記の促進に係る施策の一つとして、5月29日から法定相続情報証明制度の運用が開始されました。この制度は、相続人の法定相続関係を証明するものであり、登記のみではなく、広く社会一般の取引等に活用されることを予定しています。また、証明申出の際に相続登記を促す契機を創出し、相続登記が未了のまま放置されることを抑止し、相続登記を促進するものです。

皆様におかれましても、この制度を積極的に活用していただきますようお願いいたします。

二つ目は、登記所備付地図の整備についてです。

当局では、平成28年度及び平成29年度は、鹿児島市星ヶ峯三丁目ほか地域で、平成29年度及び平成30年度は、鹿児島市星ヶ峯二丁目ほかの地域で作業を実施することとしています。これからも、登記所備付地図の作成等による地図整備を推進しますので、引き続き御協力をお願いします。

三つ目は、筆界特定制度の運用についてです。

当局管内におきましては、制度開始から本年6月末までの間に320申請526手続の筆界特定申請がされており、国民の関心と期待の大きさがうかがえます。会員の皆様には、筆界調査員あるいは筆界特定申請手続の代理人として関与していただいておりますが、今後とも、この制度に対する国民の期待と信頼が一層揺るぎないものとなるよう努めてまいりますので、引き続き御協力をお願いします。

また、当局と貴会では、平成23年1月、「筆界特定と土地家屋調査士ADRとの連携協議会」を設置するための要綱を制定し、更なる連携の強化を図ってまいりました。11月23日（木）には、貴会と共催で「境界トラブル休日無料相談所」を開設しますので、これからも連携強化に向けた取組に御協力いただきますようお願いいたします。

最後に、オンライン申請の利用促進についてです。

平成27年6月1日からは、表示に関する登記のオンライン申請又は嘱託における法定外添付情報について、資格者代理人が原本を確認した場合には、原本の提示を省略することができる取扱いとされ、また、法務省民事局では、法定添付情報の取扱いについて、更に利便性を向上させる方策を検討することとしています。

会員の皆様が、オンライン登記申請に御協力いただいていることに対し、感謝申し上げますとともに、オンライン申請の更なる利用促進に向けて、今後も、利用者のメリット拡大や利便性の向上等に引き続き取り組んでまいりますので、皆様の一層の御理解と更なる利用をお願いします。

これらの課題への取組は、皆様の御支援と御協力なくしては達成できるものではありませんので、今後とも、なお一層の御支援、御協力をお願いするとともに、鹿児島県土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御活躍、御健闘を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

鹿児島県弁護士会 ご挨拶

鹿児島県弁護士会

会 長 馬 場 竹 彦



鹿児島県弁護士会平成29年度会長を務めております馬場竹彦と申します。

貴会におかれましては、当会の会務に関し、平素より多大なるご理解とご支援を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

1 当会の現況

当会の会員数はこの10年で倍増し、平成29年4月1日現在で207名となっております。また、支部をはじめとして、従来弁護士が集中していた鹿児島市中心部以外の場所で開業する弁護士も増えてきています。

例えば県本土の場合、裁判所支部がある川内、鹿屋、加治木、知覧以外にも、霧島、南さつま（加世田）、曾於（末吉）、志布志、出水等に弁護士事務所が開設されています。

また、離島における弁護士事務所も徐々に増えつつあり、裁判所支部がある奄美大島や、徳之島、また本年に入り種子島にも2か所開設されました。

一方、県内の弁護士人口が10年で倍に急増したため、弁護士1人あたりの事件数が減少しており、鹿児島でも徐々に飽和状態になりつつある印象を受けております。

2 当会の活動状況について

(1) 委員会活動

当会では会員一人あたりが概ね3～4個の委員会に所属しており、消費者問題対策委員会、刑事弁護委員会、子どもの権利委員会などのように実務に直結している委員会はもちろんのこと、人権擁護委員会、公害対策・環境保全委員会、憲法委員会などのように公共的ないしプロボノ的側面のある委員会等も、中堅や若手を中心として、積極的に活動が行われております。

(2) 法律相談等

法律相談については、弁護士会館での法律相談（無料と有料のものがあります）のほかに、県内各地において弁護士会が主体となり定期的に無料法律相談を実施すると共に、各自治体や社会福祉協議会等が主催する法律相談にも会員を派遣しております。

また、近年会員数が飛躍的に増大しているため、法律相談の需要喚起を喫緊の課題として取り組んでおります。

(3) 国選弁護、当番弁護士、当番付添人等

当会では、国選弁護、当番弁護士等の刑事弁護、少年事件の付添人活動に対しても積極的に取り組んでおります。

今年は裁判所及び検察庁と協力して裁判員裁判の模擬裁判を行なう等、会員の研鑽にも積極的に取り組んでいます。

(4) その他

当会会員は、消費者被害者、じん肺訴訟、再審事件など社会的意義のある訴訟事件に関して弁護団を結成し、積極的に活動してきております。

また、消費者教育等の一環として学校に弁護士を派遣して講演を行なう等、法教育にも取り組んでいます。

3 貴会との連携

貴会と当会の関係につきましては、鹿児島専門士業団体協議会等を通じて交流を深めております。

同協議会は、年に1度同協議会主催の相談会を実施しており、盛況となっております。

当会としまして、今後同協議会等を通じて貴会とより一層の連携を深めていければと考えております。

4 終わりに

最後に、貴会並びに貴会会員のますますのご発展を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

鹿児島県司法書士会会長の挨拶

鹿児島県司法書士会

会 長 上前田 和 英



鹿児島県司法書士会の会長を務めております，上前田和英と申します。

平素より，当会の会務に関し多大なるご理解とご支援を賜り，この紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

去る5月20日に会長職3期目となる定時総会が開催され，無事提出議案全てが承認されました。

今般，鹿児島県土地家屋調査士会より会報への寄稿依頼がございましたので，この紙面をお借りして当会の組織・事業計画等の一端をご紹介しますと思います。

当会の会員数は，本年4月1日現在において，個人会員326名・法人会員6事務所で，昨年の同時期より18名の増加となっております。

次に，本年度の5つの重点項目をご紹介します。

第1は「司法書士執務の変遷と司法書士制度への対応」です。

不動産登記・商業法人登記分野においては，法改正情報や実務上の留意点等についてメール配信・当会ホームページの会員専用ページを活用し，タイムリーな情報提供を行っていきます。

裁判業務分野においては，一般民事事件・家事事件について会員が積極的に事件を受託できるよう，研修会の開催等を通じて執務水準の向上を目指していきます。

また，5月29日に施行される「法定相続情報証明制度」等，司法書士を取り巻く制度の改正等について積極的な情報提供を行っていきます。

第2は「司法書士業務の執務規範の確立」です。

成年後見業務を含んだ財産管理業務分野においては，その業務の前提となる理論のほか業務の範囲についての研修会を実施し，併せて執務規範の確立及びその徹底のため司法書士倫理に関する研修会も開き，繰り返し会員にその周知を図っていきます。

また，研修の未履修が著しい会員に対しては指導を行っていきます。

第3は「制度広報の充実」です。

先程制度広報事業の一環としてご紹介しました「高校生のための消費者教育教室」においては，昨年度実施した教室が写真付きで南日本新聞に掲載され，MBC ラジオにおいても当会会員が5日間に亘り出演し，「身近な暮らしの中の法律家」である司法書士をアピールすることができました。この上ない制度広報であったと思われます。

今年度も「高校生のための消費者教育教室」「小学生のための法律教室」等を積極的に実施するとともに，全面リニューアルしたホームページを活用し，制度広報の充実を図っていきます。

第4は「司法過疎対策と社会貢献活動」です。

リーガルサービスの提供機会について地域間における偏重を解消するため，司法書士がその担い手として十分に役割を果たし得るよう，司法書士総合相談センターの運営や巡回相談会を含む各種相談会の開催を積極的行っていきます。

また，消費者問題・経済的困窮者の法的支援において，行政機関や関連団体と連携・協働して国民の権利擁護に努め，空き家・所有者不明土地問題・相続登記推進プロジェクトへの参画，並びに「高

校生のための消費者教育教室」「小学生のための法律教室」を開催していくとともに、講師派遣要請にも積極的に対応していきます。

第5は「ペーパーレス化の検討」です。

各種事業や研修に関する資料のペーパーレス化を推進するため、その方策や問題点について検討し、将来的には、完全ペーパーレス化を実施していく方向です。

以上が、鹿児島県司法書士会の組織並びに事業計画等になります。

土地家屋調査士と司法書士は、日々の業務においては互いに連携し登記制度に貢献しております。今後、両会が連携して出来ることを模索し、両会の発展のため鹿児島県司法書士会会長として、会務執行に精励したいと思います。

最後に、貴会並びに貴会会員の益々のご発展を祈念いたしまして、鹿児島県司法書士会会長の挨拶とさせていただきます。

鹿児島県土地家屋調査士会会員の皆様へ

鹿児島県行政書士会

会 長 鶴 信 光



本年5月26日に、鹿児島県行政書士会会長に就任しました鶴 信光と申します。今後、鹿児島県土地家屋調査士会会員の皆様にはお世話になることと存じますので宜しくお願い申し上げます。

なお、鹿児島県土地家屋調査士会の会員の皆様におかれましては、平素より鹿児島県行政書士会の会務運営にご協力・ご支援を賜っていることに対し厚く御礼申し上げます

私共鹿児島県行政書士会の会員の中には、土地家屋調査士との兼業の会員もおられ大変頼もしく思っているところでございます。

ところで、本年7月の九州北部の豪雨では甚大な被害が発生しましたが、災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

私ども鹿児島県行政書士会では、社会貢献活動の一環として8月末現在で8市1町等と「大規模災害時における相談業務等の応援に関する協定」を締結しています。今後、不幸にして大規模災害が発生した場合は迅速に被災者支援活動に取り組んでいく所存であります。

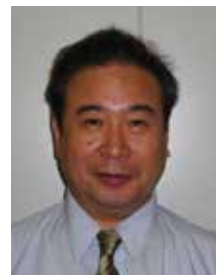
皆様ご存知のとおり、士業にはそれぞれの職域というものがあり、それぞれの専門分野以外の業務は出来ないこととなっております。しかしながら、ご相談者にとってそれは関係ないことであり、一つの窓口で事足りる形（ワンストップサービス、OSS）が理想的だと思っています。そのような意味で、土地家屋調査士会と行政書士会が連携していくことが大切なことだと思っています。

最後に、鹿児島県土地家屋調査士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝・ご多幸を祈念申し上げます。挨拶と致します。

鹿児島県土地家屋調査士会の会員の皆様へ

南九州税理士会鹿児島県連合会

会長 押井 啓一



平素より鹿児島県土地家屋調査士会の会員の皆様におかれましては、税理士会の会務運営にご支援を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて消費税についてであります。平成28年6月に消費税率10%への引き上げを平成31年10月まで延期すると安倍首相の表明がありました。また同時に、軽減税率の導入も予定されていますが、請求書などに商品ごとの税率や、税額などを記載するインボイス方式が導入されれば、事業者ばかりでなく、私共税理士事務所の事務負担増は計り知れないものがあります。中小企業小規模事業者を守る立場からも、税理士会としましては、軽減税率導入には反対の立場をとって参りました。この適格請求書等保存方式は、飲食料店を取り扱う事業者のみならず、すべての事業者に対して経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに500万人を超える免税事業者が取引から排除される恐れがあります。私どもといたしましては、再度、この問題の多い軽減税率制度の見直しができないものか検討し、提案をしてゆかねばならないと思っております。

また、私ども税理士は、中小企業や小規模事業者等に対して経営支援を行うことが社会的にも要請されております。鹿児島県においても、財務省や経産省の後援をもとに、県内の金融機関、専門士業団体等を構成員として「かごしま中小企業再生支援ネットワーク」を創設しております。その活動と致しましては、創業支援、事業再生、事業承継を柱として、研修会等を行っています。特に認定支援機関の大半を占める税理士に対しては、その役割を果たすことが大いに期待されております。各県に設置されました、事業引継ぎ支援センターにおきましては、日税連からも会員への周知の要請がきておりますので、これに対応してゆくことが今必要であると思われれます。

今後とも、中小企業の育成こそが私ども税理士の使命と心得ております。

結びになりますが、鹿児島県土地家屋調査士会の益々のご発展と、会員皆様のご隆盛ご健勝を御祈念しまして、挨拶とさせていただきます。

連載記事

土地家屋調査士と境界紛争 — 自己紹介を兼ねて —

京都産業大学法務研究科研究科長・教授
草 鹿 晋 一（民事訴訟法）



はじめに

このたび、貴会学術顧問を拝命いたしました草鹿晋一です。このたびのお申し出はこれまでの交流及び研修内容、助言等を評価していただいた結果と思い、大変嬉しく思います。少しでもお役に立つよう努めますのでどうかよろしくお願いします。また、これを機に、会報への寄稿を依頼されました。皆様のお役に立てるよう、内容について検討を重ねてまいります。

今回は、顧問を拝命した経緯や、私と土地家屋調査士会との関わり等についてご紹介したいと思います。

1 私の履歴書？

(1) 現在の私

私は現在京都産業大学法務研究科（法科大学院）で、民事訴訟法を教えております。研究者としては、主に上訴、特に上告審における審理のあり方について判例分析等を通じて研究しております。そのほかに、法科大学院における教育のあり方、指導方法等について法科大学院共同のコンソーシアムを作り、共同研究しています。さらに、鹿児島大学の米田教授等と共同で、司法過疎地におけるリーガルサービスの問題についても研究しています。

(2) 研究者になるまで

大学は慶應義塾大学、法学部でした。司法試験の勉強をしていたのですが、大学卒業後、大学院法学研究科に入学することになりました。引き続き司法試験の勉強を継続するつもりでしたが、恩師の勧めで修士課程進学と同時にドイツに留学することになりました。ドイツ留学から帰国して、博士課程に進学しまして、いよいよ研究者としてスタートしようとしていたとき、依頼があり、川崎市の特別職専門員として勤務することになりました。その市は、市に対する苦情を調査し、必要があれば勧告または意見表明をする市民オンブズマンという公的な機関を設けており、そのスタッフ（専門調査員）としてオンブズマンを助け、必要な調査を行う仕事をすることになったのです。市政に関する苦情として申し立てられたものは原則として全て取り扱うところですので、幅広く行政に関わりましたが、毎年之苦情で多かったのが、官民（道路）境界に関するものでした。その調査にあたり、筆界と所有権界の違い、畦畔という言葉、境界杭の存在、法務局備付地図の位置付け、行政が他にも必要に応じて地図を作成管理しており、相互の調整はできていないことなど、現在につながるような知見を得る機会がありました。大学院時代には、この仕事の傍、仕事での経験を活かして、ADRつまり、裁判によらない紛争解決、及び予防法務、つまり紛争にならないようにするための公証人制度等について研究発表していました。

その後、埼玉県に新設されることになった平成国際大学の設立に関わることになり、平成8年に法学部法政学科専任講師として着任いたしました。民事訴訟法、民事執行法、司法制度論、倒産法、民事保全法、法学、法情報学、基礎演習、実務演習等を担当してまいりました。

(3) 法科大学院開始～香川へ

法科大学院制度が始まった平成16年に香川大学に移籍し、香川大学愛媛大学連合法務研究科法務専攻（四国ロースクール）助教授（のち准教授）として法情報学、学部の民事訴訟法、演習等を担当することになりました。同時に、四国の法曹事情を調査し、法科大学院の教育に反映させるためのリーガルサービス情報ネットワークを担当しました。また、全国高裁所在地の訴訟記録を分析する民事訴訟の実態調査に参加しました。その頃、全国の法科大学院が新しい試みに対応するため、実務技能教育のための教材開発、教育方法を共有するコンソーシアムが名古屋大学を幹事校として発足しましたが、これにも参加しました。コンソーシアムを通じて鹿児島大学の離島法律相談クリニックの存在を知り、定期的に鹿児島に来るようになりました。新潟大学が実施する海外法曹事情という授業もお手伝いするようになり、韓国の法科大学院との交流も生まれました。

香川大学時代には実務との関係も深まりました。高松簡易裁判所の司法委員を委嘱され、当初は年に1件くらい体験していただければいいですから、と言われていたのが、毎月期日に立ち会うようになりました。香川県弁護士会から綱紀委員を嘱託され、弁護士に対する懲戒請求について審査することになりました。ADR基本法が制定され、各地で様々なADRが創設されるようになったのもこのころで、司法書士会、行政書士会、社労士会、税理士会などから裁判とADRの関係について研修講師を依頼されるようになりました。

さらに、法テラスの設置準備が進み、各地で連絡協議会が開催されるようになると、当時の地方事務所長（予定者）の依頼で、弁護士会のワーキングチーム及び地方連絡協議会へのオブザーバー参加を求められるようになり、いわば、大学と実務との連絡窓口のようなことをしてまいりました。

(4) 土地家屋調査士会との接点

ある日、香川県土地家屋調査士会会長をはじめとする執行部の訪問を受けました。香川会でも境界センターを立ち上げることになったので、調停センターの運営について助言をお願いしたいとのことでした。

弁護士会の意向も汲みながら、調査士会にとって負担の少ない、実効性のある手続き運営のあり方等についてアドバイスをし、制度設計のお手伝いをするようになりました。その後、裁判とADRについての研修を担当し、それをきっかけに、香川会との間で継続的な交流が始まりました。その後、ADR認証取得のための検討会議にも参加するようになり、関係が深まった結果、学術顧問への就任を要請され、快諾しました。

(5) 京都産業大学への移籍

平成22年に京都産業大学に移籍し、法科大学院の教育改善に力を注ぐ一方、関係団体との交流にも力を注ぎました。香川県土地家屋調査士会の学術顧問は引き続き委嘱され、総会への出席、研修の実施など行なっております。京都弁護士会、大阪弁護士会とも交流を重ね、法曹養成制度の問題等について意見交換しております。京都司法書士会と京都産業大学との交流協定締結にあ

たっては、窓口として折衝を重ね、後に同会綱紀調査委員を委嘱されました。

京都土地家屋調査士会は、法学部に寄付講座をご提供いただくなど、もとより深い関係にございましたが、近年、私も総会等への参加、研修講師等で緊密な関係を構築しておりました。それもあって同会とは昨年より発足しました法教育総合センターにおいて調査委託を受け、同会研究部と共同で土地家屋調査士制度の課題と将来性に関する調査研究を実施しております（実施報告書については日調連を通じて各単位会に配布されたとのことです）。

また、地籍問題研究会の幹事に就任し、制度の理解を深めるべく、一層の貢献をすることとなりました。地籍問題研究会では、境界問題に関する各種制度、すなわち筆界確定訴訟、筆界特定手続及び境界問題 ADR の役割分担と連携のあり方について報告しました。その後、同テーマで各地の単位会の研修に招聘され、さらに最近では事例で考える境界問題というテーマで研修を実施しております。

(6) 鹿児島との関係

鹿児島と私の関係はいくつかあります。まずは妻の出身地であります。義父は隼人町の出身で、加治木高校 OB です。妻も義父の仕事の関係で各地を転々としたそうですが、隼人町、鹿児島市内で育ちました。

次に、法科大学院同士の交流があり、鹿児島大学司法政策研究科が実施する離島法律相談クリニックには毎年参加しておりました。これまで種子島、屋久島、徳之島といった、法律家が少なく、十分司法サービスが行き渡っているとは言えないところに赴き、法律相談を行いながら、現地の状況を調査してきました。

さらには貴会も後援されている司法政策教育研究センター「実務ロイヤリングセミナー」にも参加するようになり、そこでセミナーに参加する土地家屋調査士の先生方と関係を持つようになりました。セミナーの際にいろいろお話しするうちに、境界センターの運営についての相談を受けたり、研修講師を委嘱されたりするようになったのでした。

昨年、研修講師を委嘱された際には具体的な事例を検討することで、土地境界紛争の本質と、土地境界紛争における土地家屋調査士の役割について理解を深めていただく機会がありました。また、境界センター鹿児島が法務省の認証を受けるために必要な規定等の整備について、弁護士及び弁護士会との関係、法務省との折衝、その他必要な事項について情報提供をおこなってまいりました。

(7) 情報提供

様々な情報交換を通じて、鹿児島会だけでなく他会でもよく聞かれることの一つは、地方会で境界問題 ADR を維持するメリットがあるのか？というものです。法律上、弁護士と共同でなければ受任できず、手続きも弁護士と協働で実施しなければならず、相談こそそれなりにあるものの、調停申立まで至るものはほとんどない。調停になってみれば、調停委員や関係者の日程調整に手間取り、実効性ある解決まで至ることはほとんどない、維持するにもそれなりのコストがかかるのだが、年に数件あるかないかの手続きのために制度を維持する意味があるのだろうか？というものです。そこで、本稿では、この点に絞って以下若干の所見を述べたいと思います。

2 境界問題センターの役割

(1) 境界問題とは？

土地の境界と言われますが、厳密には、境界という表現には3つの異なる意味があります。不動産登記法上123条1号にいう筆界（表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する他の土地（表題登記がない土地を含む。）との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線）、民法上の所有権（民206条）が及ぶ範囲（民207条）を意味する所有権界、そして現実にある人の支配が及んでいる客観的範囲を意味する占有界の3つです。

境界問題は、通常は隣接土地所有者又は占有者間の占有界をめぐる争いです。現在の占有界が、所有権界とずれているのではないかとすなわち、法的に使用収益が許されている部分を越えて、土地を使用収益しているのではないかとという点に両者の見解の相違がある場合に生じます。

ブロック塀が境界を越えているのではないかとこちらの土地まで畑として耕作しているのではないかと屋根が越境しているのではないかと？

ある土地に所有権を有するということは、その土地を自由に使用・収益・処分することができる権限があるということですから、これを無視して他人の所有地を勝手に使うことは許されません。そこで、ある人が使っている土地が誰の所有権に属するものか、が問題となります。すなわち、民事上の境界紛争というのは、ある土地の所有権の範囲をめぐる争いごとなのです。

(2) 土地家屋調査士の業務と境界問題

土地家屋調査士は、従来、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする（土地家屋調査士法第1条参照）国家資格であり、不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量（同法3条第1項第1号）、不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理（同第2号）、これらの手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成（同第3号）、及びこれらの事務についての相談（同第6号）をその業務としてきました。

不動産を登記し、公的に記録することで国民の権利を明確化する仕組みの中で、不動産を調査、測量し、登記の元となる資料を作成し、法務局に提出し、表示に関する登記の作成に寄与する資格が土地家屋調査士ということでした。

ただし、弁護士法72条との関係で、法律事務つまり、権利義務に関する法律判断を要する事件については相談を受け、助言をすることができない（非弁行為）とされており、ある不動産につき所有権の帰属を巡る争いがあり、法的判断をしなければ解決できない場合には、業として関与することができなかつたのです。表示登記あるいは分筆登記のため、もしくは地積更正、変更登記のための測量調査を依頼され、正しい境界を示したとしても、相手方がそれを受け入れず、争う姿勢を見せた場合には、それは法律問題となり、「業として」は助言することも相談を受けることもできなくなる、という状態が続いていたのです。

筆界調査の専門家であり、境界紛争にあっても大きな手がかりとなる事実関係の調査は土地家屋調査士なしには成り立たないと考えられるにもかかわらず、法的な紛争に発展した場合には、相談者、代理人として関わることをできない状態に、臍を噛んだ方は多いのではないかと思います。

筆界特定制度が発足した関係で、代理・相談できる領域は広がりました（法3条1項4号ないし6号）が、あくまでも筆界に関する問題に限定されており、紛争の本体である所有権界と占有界の調整に表立って関わることはできなかつた（はずな）のです。

(3) 境界問題 ADR と土地家屋調査士法の改正

上記の状況が変わったのは、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。法3条1項7号参照）が設立できるようになってからです。

この手続が扱うのは、筆界ではありません。筆界に起因する民事に関する紛争そのものを対象として、当事者間の和解を促し、紛争の解決を図る手続です。

和解とは、紛争が生じている当事者間で、互いに譲歩してその争いをやめることを合意することによって効力を生じる契約です（民695条）。権利義務をめぐる法的紛争が存在することが前提で、両当事者の譲歩によってそれを解決することになります。平成17年の土地家屋調査士法改正で、一定の研修を受け、法務省から認定された土地家屋調査士は、弁護士との共同受任という条件付きではありますが、代理人としてこの和解に関与できるようになり、相談も受けることができるようになり（法3条1項7号、8号）、各地で境界問題 ADR が設立され、認定土地家屋調査士が誕生しました。

(4) 土地家屋調査士会に境界センターを設置する意味

境界問題 ADR の制度が発足してから10年、前述のように、各地方会で設立してみたものの、ほとんど調停申立がなく、このまま維持する意味があるのだろうか？という疑問の声が聞かれるようになっていきます。

一部の会においては、それでも一定の成果を上げていることから、制度の枠組みや運用を見直すことで改善する余地もあると考えますが、私は、たとえ申立がなくてもこの制度には意義があると考えています。(2)で述べたように、これまでは、表示登記とそれに伴う調査の専門家である土地家屋調査士は、筆界及び境界に関する事実関係についてはどの専門家よりも詳しく、問題解決に貢献できる立場でありながら、法的紛争について相談を受けたり委任を受けたりすることができなかったのです。両当事者間で、境界について争いがあり、それが権利関係をめぐる紛争に発展した場合には、一義的には弁護士だけが相談を受け、代理することができるのであり、土地家屋調査士は、事実関係の調査、及びその後の境界標の設置、変更登記などについて依頼を受けることができるだけだったので、せっかく関係者から相談、依頼を受けても、これを断り、弁護士に相談するようアドバイスするだけでした。

境界問題 ADR ができてからは違います。一定の研修を受けた認定土地家屋調査士は、弁護士と協働で受任すること、という条件付きながら、これまで手放してきた法的紛争についても、相談を受け、委任を受けることができるようになったのです。法的問題について専門家ではないのですから、単独で相談を受け、受任することは危険です。もし誤った助言をし、誤った行為をした場合には、業務過誤となり、その損害を賠償する責任が発生する可能性があり、場合によっては懲戒対象になることも考えられます。それを恐れて、紛争性があるものについては一切扱わないという業務姿勢をとることは間違いではありません（むしろ今まではそうでなければならなかったはずです）が、認定土地家屋調査士であれば、依頼者からの信頼関係を維持したまま、法的紛争解決の専門家である弁護士を巻き込み、一緒に問題解決に当たれるようになったわけです。

弁護士と共同で、すなわち法的リスクを軽減しながら、依頼者に最後まで寄り添ってくれる土

地家屋調査士と、それは私の仕事ではないから弁護士のところについてください、という土地家屋調査士と、依頼者はどちらを頼りにし、どちらをパートナーとして選ぶでしょうか？認定土地家屋調査士資格を獲得し、これを用いて仕事をするとすることは、そうでない土地家屋調査士との差別化に繋がる武器を手に入れたということです。

さらに、ADR 業務に関連して、弁護士との共同受任を経験することにより、逆の効果も期待できます。つまり、この制度は、不動産に関する事件を受任し、境界問題に直面した弁護士が、その調査及び処理のために土地家屋調査士を積極的に利用しようという動機付けになり、その際に自らをパートナーとして選んでもらう契機になると思われるのです。

そのように考えると、境界問題 ADR は制度として存在するだけで意味があるということになります。制度があるおかげで、土地家屋調査士の業務範囲が拡大し、弁護士との協働の機会が増大し、各土地家屋調査士の業務の向上につながるからです。もちろん、境界問題について、特に筆界について十分な知識を持つものが担当してくれるとは限らない裁判所における手続より、専門家による関与が保障されている境界問題 ADR の方が、より適切な判断が期待できるという意味でも ADR の存在意義は大きいのですが、その点についての考察はまた別の機会にしたいと思います。

(5) 認証団体になる意味

最後に、境界問題 ADR が法務大臣による認証を受けることの意義について簡単に述べます。

調停、あっせん等の和解の仲介の業務を行う民間事業者は、その業務について、申請により、適正性を確保するために法律で定める一定の基準・要件に適合するときに、法務大臣の認証を受けることができるとされています（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律5条以下）。

認証を受けると、当該手続の利用に際し、認証紛争解決手続の利用に関し、所定の要件の下に時効中断効及び訴訟手続の中止を認めるとともに、調停の前置に関する特則が設けられることとなり、また、認証紛争解決事業者（手続実施者を含む。）は、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができるようになります（同法第25条ないし28条）。それだけではありません。

私がいつも強調しているのは、法務大臣の認証を受けた団体については、その旨官報で公告された上で、法務省がそのサイト内の「解決サポート」というページで（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR>）その存在を PR してくれるのだということです。そのことが境界問題 ADR 及びそれを設置・運営している土地家屋調査士会の認知度アップにどれくらい貢献するのか、同じことを各会がやろうとするとどれだけ広報費用がかかるのか、を考えると、認証を受けないという選択肢はないのではないか？と思います。

ADR を持ち、法務大臣の認証を受けることにどのようなメリットがあるのか、各位の理解が進めば幸いです。

新入会員紹介



土地家屋調査士としてのこれから

鹿屋支部 川 崎 龍

平成29年1月10日に開業いたしました川崎龍（かわさきりょう）と申します。39歳独身（平成29年7月現在）です。

去年まで14年間サービス業に従事し、その後調査士資格を取得しました。父と姉も調査士ですので、補助者経験もない私ですが、開業後半年間何とか業務をこなしております。また、同期の調査士の皆さんや鹿屋支部の先輩方にアドバイスや刺激を受けながら日々を過ごしています。

調査士開業後、一番強く感じているのはその責任の重さです。お客様の大切な不動産を扱う事の重大さを忘れずに気を引き締めて業務を行い、日々の研鑽を怠ることのないように努めたいと思います。

また、境界立会い等で隣接地所有者の方にあいさつに行くと、調査士という資格の知名度の低さを痛感します。そこで、前職の経験を活かし、地域の方とのコミュニケーションを通して、調査士の知名度&イメージアップを図れたらと考えています。調査士としてまだ半人前の私ですが、できることからコツコツと取り組み、地域の方から信頼していただける調査士を目指していきます。

皆様どうぞ指導の程よろしくお願い致します。



開業して良かった

南薩支部 亀之園 拓 朗

平成29年2月に入会しました亀之園拓朗です。

補助者、土木設計コンサル、建設会社を経て28年度試験に合格。指宿で開業しました。

土地家屋調査士試験に合格するのが目標で、その先のことはあまり考えていませんでしたので、実際開業することはかなり迷いましたが、人生一度きり、やらなかったことを後悔する人生にはしたくないと、開業を決断しました。

事務所を本格始動して一週間、まずは自分を知ってもらうためにあいさつの名刺配りに回りました。そんな中「壊れてるのか」と思うぐらい鳴らない事務所の電話や、時々ある先方の冷ややかな対応等に心折れそうになりましたが、地元先輩調査士の方々より温かい励ましやアドバイスをいただき、気持ちが楽になり前を向くことができました。

よくよく考えてみたら、どんなご時世でも新人には仕事はありません。今は充電期間なんだと思い直し、境界関連や戸籍に関する書籍を購入して読んだり、事務所回りの敷地を測量したりと実務でこりうることを想定して過ごしました。

そしてしばらくして、宮崎の新人研修で一緒にさせて頂いた同郷の先輩から、指宿の仕事があるけどやってみないかとご連絡をいただきました。

次の仕事も別の先生からの紹介となり、伺っていた以上の調査士業界の面倒見の良さと、横の繋がりに驚きました。

現在、当事務所は軌道にのったとは言えず、不安に襲われることも多くありますが、そんな中でも、自分の名前で仕事をする緊張感と責任感を感じられることがうれしく、相手から専門家としての意見を求められて悩んだり、好きな測量を測量士の父とできることにやりがいを感じています。

10年後20年後も、今のワクワクをそのままに、あのとき開業して良かったと思えるよう、いつも三方良しの業務完遂を目指して、真面目に勤勉に頑張っていきたいです。



開業にあたって

鹿屋支部 内別府 健

平成29年3月1日付で鹿児島県土地家屋調査士会に入会させていただきました、鹿屋支部の内別府健です。鹿屋市串良町出身、37歳です。父の事務所で補助者として働きながら実務を勉強させてもらい、5回目でやっと合格できました。法務省のホームページで自分の番号を発見した時は、何度見したのかわからないほど確認したのを覚えており、両親や家族と喜んだのがつい昨日の事のようにです。

開業すると、自分は仕事をまともにできない事に改めて気づき、関係書籍を見たり先輩調査士の方々に相談したりと勉強の毎日です。独立して事務所を維持していくプレッシャーはありますが、努力した分だけいずれ必ず返ってくると勝手に解釈し、誰でもできることを誰もできないくらい取り組み、未来を創っていこうと思っています。登録や開業年が近いメンバーを中心に28会という集まりを作り、定期的に研修会という名の飲み会も企画しております。個人事業主として矢面に立ち、新人として経験する色々な悩みや思いなどを共有できる仲間がいるのは刺激や励みになります。同業者として情報交換をしたり、励ましあい切磋琢磨しながら業務を行っていかれたらと思います。

開業してから5カ月経ちましたが、周りの方々の支えで何とか踏ん張っています。家族や周りの方々への感謝を忘れず、「三方よし」の精神を基盤に日々精進していきますので、皆様ご指導の程よろしく願います。



土地家屋調査士としての抱負

霧島支部 元 井 竜太郎

この度、鹿児島県土地家屋調査士会に入会しました霧島支部の元井竜太郎と申します。鹿児島県の最南端にある与論島出身の35才で、現在は始良のしもぞの測量事務所で働いております。

私は30代前半まで紳士服販売の仕事をしていましたが、将来に不安を感じ、転職を考える中で土地家屋調査士という国家資格があることを知りました。

当初は土地家屋調査士の業務についてろくに調べもせずに、受験資格が不問であることや、将来有望な難関資格であるなどの安易な理由で、半ば勢いで土地家屋調査士試験の勉強を始めたため、測量や不動産登記法など全くなじみのない分野の勉強に苦戦した記憶があります。

この業界に入って2年半になりますが、土地家屋調査士の業務はイレギュラーなことも多く、臨機応変な対応力や応用力が求められると感じております。

また、建築基準法や農地法、都市計画法などの関係法令を問われる機会も多く、それらの知識を習得することも必要であると感じております。

まだまだ半人前ではありますが、一生懸命精進して参りますので、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い致します。



開業にあたって

鹿児島支部 里之園 健

はじめまして。平成29年3月に日置市で登録した里之園健と申します。

試験合格は平成21年度ですが、土地家屋調査士の登録は司法書士試験合格までと考え、その後も、父の補助者として働いてきました。ようやく平成28年度に司法書士試験に合格し、土地家屋調査士・司法書士共に登録することができました。

現在は、父と同じ事務所で開業し日々業務を助けてもらっている身ではありますが、鍛練して皆様のような一人前の土地家屋調査士になれるよう努力していきたいです。

土地家屋調査士の業務は司法書士の事務ワークと違い、現場に赴くことが仕事です。日置市の街はコンパクトで、まわりに農地が広がっています。案件也多岐にわたる業務が多いので、多くの現場に

赴き、土地家屋調査士・司法書士の資格をフル活用していきたいと考えています。今後ともよろしくお願い致します。



入会のご挨拶

鹿児島支部 上 野 綱一郎

本年6月に鹿児島県土地家屋調査士会に入会致しました。以前は下水道の施工管理に携わっておりました。

この資格は測量の勉強中に知り、最初は「この資格は何だろう？測量の資格かな」というぐらい知りませんでした。

最初は興味本位で勉強をし始めました。

しかし、一度目の失敗の後、この資格を取って一生の仕事をしたいと強く思うようになり、三回目の挑戦で合格することができました。

しかし、全く業務経験の無い私は、次にどうすればいいかわかりませんでした。

不安を抱えながらでしたが、会社を辞め、次のステップに進もうと覚悟を決めました。

人とのつながりを大切に、先輩先生方の豊富な知識や仕事をたくさん吸収し、アドバイスやご指導をいただきながら、一つ一つ丁寧で正確な仕事に努め、信頼してもらえる調査士を目指したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。



開業に当たり

出水支部 児 島 亮 介

先日、入会させていただきました。よろしくお願い致します。

開業に当たり、パソコンや取得できる業務ソフトなどの準備もある程度終わり、これから業務をこなしていきたいと思います。

開業した以上、新人であれベテランであれ、依頼者は完全な業務の履行を期待しているので、そのことを気に留めて頑張りたいです。

これから、そうなるように努力したいと思っています。

調査士業務は、調査士実務などの本を見たり現地に行ったりしていると、想像していたものとやは

り違っているなと思います。

私は、司法書士に登録して10年以上経過しました。そのため、普段から調査士を身近に感じてきました。叔父も、都会で調査士事務所と測量会社を経営しています。

実際表示登記をしようとなると、かなり慎重に調査する必要があることが分かり、大変だなと感じています。

これから日々経験値を上げていけたらと思います。

趣味とは言えないですが、私は家族で農業をしています。冬・春はじゃがいも、6月は田植え・さつまいもの植え付けと、土日になると事務所でなく、田畑に出勤することが多いです。

少し落ち着きましたが、まだ稲の消毒、さつまいもの消毒や栄養剤散布などが待ちかまえています。

酷暑の中の農業は、現地調査と同じく過酷です。どちらも十分な休息や水分・塩分を取る必要があります。

まだ暑い季節が続きます。調査士業務と農業を両立していけるようにしたいと考えています。

10年ひとひかし

調査士人生の句読点

霧島支部 田原春 幸 作

句読点の用い方は確立されておらず、書き手の意図を正しく伝える目的の手段である。特に句点「。」、「、」の選択はそれぞれである。ちなみに、公文書・教育書等では「、」が多い。これは旧文部省が以前、例示したからである。一方「。」は縦書き横書きに関わらず一般的に使用が多い。つまり人それぞれで結論を求めるべき事案でもなく、どうでも良いということである。

昭和62年に調査士業務を開業し、意図を正しく伝える目的だけは果たしてきたと思っている。声を大にして言うほどの倫理観もないが、あくまで基本に忠実に行ってきた。

開業して間もない頃、地目変更（原野を宅地に）の依頼があり約10km離れた現地に確認に行ったところ、造成地で工事も途中で放棄してあり草ぼうぼうであった。依頼者に連絡し、工事が完了しないと出来ないと説明した。約2か月後、再度、連絡があり工事が完了したという。工事後の写真が送付され、地目変更を早くやってくれとのこと。再度、現地を見に行った。全くのウソである。連絡したところ、怒り心頭で「他の事務所はあのくらいで行ってくれる」と言う。お互い喧嘩口調となり結局お断りした。他にも数件似たような経験をした。

見積りの依頼があれば必ず現地を確認する。実費が発生するが、ある程度法務局も調査し見積りを行っている私は、お客様に言われた。他の調査士は現地も確認せず見積りが出てきて安い。どうなっているのかと。その事務所の経営方針だから何も言えない。結局、信頼関係で仕事はさせて頂いた。

近年、パソコンが普及し測量成果も正確で速く美しい。となると技術が気になる。調査士は測量技術も重要である。多角測量の分野は誰もが詳しいがそれ以前の測地学がどうだろう。これは、測量士試験ではない調査士試験だから仕方ないのだろうか。

調査士の仕事に多くの句点を入れ読点まで持って行った。周りの同僚・先輩・友人等に感謝である。今、最後の読点を入れるタイミングを狙っている今日この頃である。



土地家屋調査士業30年感謝

鹿児島支部 大津辰郎

この業務に取り組み始めたのは、当時22歳で列島改造の時でした。鹿児島市においては、宅地化が進み、まさしく凄まじい勢いで休むことなく1年中頑張っていたことが思い出されまた、もともと理数系が好きで、この仕事が合っていると感じています。

父のもとで補助者として10年近くになり、業務に明け暮れていた自分でしたが、父の年齢も60歳を過ぎ、調査・測量等あらゆる相談が私に集中するようになり、私もそろそろ資格取得をと思った時は30歳でした。この頃も業務発注は多く焦りもありましたが、3回目に受験した時、またすべったと思いました。10月か11月頃、田舎に居る母から何か悪いことをしやせんかったやと電話があり、私もびっくりしましたが、1通の葉書が福岡法務局からと聞いた時は合格したと安心しました。父母の喜び様は今なお忘れません。感謝でした。子供の頃、私が病気や怪我の時は、美味しい物を買ってきてくれた優しい父、いつも楽しく喜ぶ父を、久々に思い出しました。父も安心したのか、翌年1月には田舎に帰ると言うことで、昭和60年1月29日に開業致しました。業務は補助者時より、実務が長く多くの経験があり、そのまま親の七光りを受け継ぎ、相も変わらぬ補正作業で今日も頑張っております。

気が付けば30年、年金生活に入りました。残された今日、廻りには数名の若者が共に業務をしております。当時の私と違って、取り組み姿勢が一生懸命です。今も尚、私達が地域と一体となり、喜びをあるいは安心感を与える業務を、若者が引き継いでくれることと思います。親に育ててもらい何不自由することなく育った私ですが、父母の喜んでくれる素顔が好きでした。

人に迷惑をかけない事を信条として、苦しかった時、楽しかった時を忘れることなく、今後も業務に邁進してゆきます。ありがとうございました。



開業してから20年経ちました。

出水支部 湯田好江

開業してから20年経ちました。

今年70歳！

無我夢中で仕事に頑張ってきました。

しかしながら、土日はしっかり休養をとり、平日は馬車馬のごとく働くけれどもストレス解消上手、遊び上手と人にほめられています。

それでもまだまだ遊び足らず70歳を皮切りに、これからは平日も休みを取って遊ぼうと思っています。

まず「自分がやり残したことは山である！」と思い、3年程前から近場の山登りに挑戦し始めました。

日頃から運動不足の私は、「さだまさし」さんの歌のとおり「自分の重さを、感じながら坂道を歩く、いくつもの峠を越えて、もっともっと上を目指す、いつか辿りつける世界へ・・・」と、苦しい坂道を一步一步登っています。

息も絶え絶えしながら山の頂上に辿り着いたときの喜び！これは山に登った人でないと分からないものがあります。

頂上のコンクリート杭にタッチし、遠くに連なっている山々を眺めたときの達成感。登りのときに「もう二度と山登りはしない！」と思ったことなど忘れて「今度はどこの山に登ろうかなあ」等と次の山を目指してしまう。

最近、映画「剣岳点の記」を見ました。今ある三角点は、明治の先人達が大変な苦勞をして埋設したものであることや、そのおかげで三角測量図が出来上がったことに、私は深く感銘を受けました。

山に埋設されている三角点は「点の記」と。

その「点の記」に触れるチャンスを得られたことは、土地家屋調査士として何かの縁かもしれません。これから山の頂上で「点の記」にタッチするときは、先人達に感謝し、登頂の喜びに浸ることにします。

今後、幾つ「点の記」にタッチできるか分からないけれども、身体を鍛えて頂上を目指したい！

そして、これからの人生を、楽しく生きよう！



会員のひろば

リレー ある調査士の眩き 第12回

鹿児島支部 福元浩二

最近10代の若者の活躍が話題になっている。代表的なところで言うと、史上最年少でプロ棋士となった藤井聡太四段だろう。私は趣味が将棋であるため、プロになる前から注目していたが、この人の活躍ぶりは皆さんご存じだと思うので省略するとして、私が注目したいのはその幼少期、つまりどのような環境で育ってきたかということである。同じ年頃の娘二人を持つ親としては何となく気になる。

で、ちょっと調べてみたのだが、この聡太少年、よくありがちな両親や祖父母の影響や遺伝といったものは全く無い。実際、両親は将棋未経験者で、祖父母も触ったことがある程度だとか。聡太少年が5歳のときに、祖母が「スタディ将棋」を与えたのが将棋に触れるきっかけとなり、その後、将棋にのめり込んでいったということである。そしてまたたく間に頭角を現し、現在に至るわけだ。所謂、天才である。私が読んだサイトには、3歳の時に「モンテッソーリ教育（遊びを仕事として取り入れる教育法）」の幼稚園に通ったことも今の藤井四段に影響しているとか書いてあったが、それなら私の娘たちはどうなんだ、と思ってしまう。二人ともモンテッソーリ教育の幼稚園に通っていた。よく、幼稚園での「お仕事」の話もしていた。で、今の二人と藤井四段は比べるまでもない。「モンテッソーリ」はあまり関係ないのかもしれない。

では、同じ年代のこの3人（比べるのもおこがましいのだが）何が根本的に違うのか。

ずばり、気持ちと集中力である。こうなりたいと思う気持ちの強さとそこに向ける集中力。これに限るのではないか。まあ、生まれ持った個人の能力の差もあるのだが。並はずれた気持ちの強さと集中力は、残念だが娘たちにはない。なので、当たり前だが藤井四段のようにはなれない。あまり将来に期待しないほうが良いような気がしてくる。しかし、隣で学校や塾の宿題の多さに文句を言いながらもセッセッと問題を解いている姿を見ていると、これでも良いのかな、と思ってしまうのだった。

次回は同姓同名の福元孝次会員へお願いしたいと思います。

二胡に酔う？

鹿児島支部 坂 元 均



いつか、あの曲を弾いてみたい！ 音楽ファンなら誰しも、ふるさと回帰に似た淡い思いを心のどこかに抱き続けているのではないかと、多く齢を重ねる度に思う。



ところで、写真の映像は、筆者が「二胡」を演奏している姿であるが、決してプロデビューした晴れやかなりサイタルの姿を披露したものではないので誤解のないよう先ずお断りしておきます。

青春時代を京都界隈で過ごしていたころ、ラジオ近畿放送の深夜ラジオ音楽番組で二胡演奏の曲が流れてきた。私は、あの独特な音色を聴いたとき相当のショックを受け、それ以来、忘れる事の出来ない楽器となったのである。

このころの近畿放送番組のナレーターは「采野吉洋」さん（滋賀県大津市出身）、であったと記憶している。奇しくも「采野（うねの）」さんは、現在、南日本放送のアナウンサーを務めていらっやいます但関西から当地へ赴任されたと聞いています。

さて、このとき聞いた曲はもともと中国の曲であるが、「彩云追月（さいうんついげつ）」という曲名である事を最近知ったのである。日本では戦時中から「南の花嫁さん」の曲名で名曲として歌い継がれている。

二胡を習い始めたのはもう10年近く前の事であるが、やはり簡単には上手く弾けない。

暫く休んでいたが、再び奮起して昨年の7月から本格的に教習を受け、練習を始めてから簡単な曲を演奏し、ステージに立てたのが今年、5月28日であった。

掲載した写真は、県民センターでの発表会で登壇した時のものである。二胡は奥の深い楽器であり、一流の奏者になるには20年かかるとも言われている。古希を迎えようとしている筆者にとって一流になるまで生きているかどうか……………。

皆さまに一流の演奏を聴いて頂く事は出来ないのではと思いつつも、日々鍛錬に励んでいる今日の頃である。

「完」

趣味が登記を支える日

鹿児島支部 岡 泰 之



私の趣味は「芝生」です

メインの趣味が野球であること、仕事で地面を見る機会が増えたことがきっかけで、近年は「芝生」にハマっています。

調査士の仕事効率を下げる雑草

今年の夏も暑く、もりもり草木が生えています。私の地域は田園風景が多く、現場によっては測量よりも草刈りに時間がかかってしまうこともあります。特に空地、空き家、耕作放棄地は雑草を栽培しているじゃないかと思ってしまうくらい生い茂っていて、雑草がなければどんなに仕事が効率化するかと思いつながら日常業務をしています。

芝生は雑草対策になる

芝生は雑草対策になります。雑草が生えるのは、種や孢子が飛んできて発芽することから始まりますが、芝生が密集していれば雑草の発芽と成長のどちらも抑制してくれるそうです。びっしり芝生が生えている状態を作ることができれば、そこにはほとんど雑草は生えないことになります。ゴルフ場のグリーンに雑草が生えていないのは、職員が頻繁に草むしりしているからではなく、芝生が雑草を防いでくれている、ということらしいです。

芝生は調査士と相性が良い ～芝生は背が低く、勝手に増える～

芝生には二種類の葉があります。その場で放射状に密集しようとする葉と、エリアを広げるために茎を外部に伸ばそうとする葉（「ほふく茎」といいます）です。ほふく茎が新たな領域に根をはり株をつくる、これを繰り返して芝生は勝手に増えていきます。まるで連結トラバース測量の様なイメージで成長していくので、調査士にとって親近感があります。芝生は、横にはどんどん広がりますが、高さは伸びても地面から10cm程度にしかならない為、測量の邪魔をすることはありません、これも調査士にとって好感がもてます。



「ほふく茎」出典：東洋グリーン株式会社サイト

相性をより良くするには ～芝刈で密度が上がる～

芝生は刈れば刈るほど成長し、密度が上がるという特徴があります。芝生の成長の早い夏場には、毎週芝刈りしてもよいと言われています。この特徴は、芝生がヒツジなどの草食動物と共存できるように進化した結果だと考えられているそうです。ゴルフ場のグリーンは、頻繁に芝刈りをした結果だそうです。すべての測量現場がグリーンの様な状態なら嬉しいですね。



「グリーン」 出典：東洋グリーン株式会社サイト

不動産流通と芝生 ～芝生が増えると不動産流通が増える～

近年、自治体の空き家バンクなど、中古不動産市場についての情報を目にする機会が増えました。私の地域でも中古不動産を流通させるために、自治体や業者がいろんな工夫をしているようです。私見ですが、リフォーム前の安価な物件よりリフォーム後の物件が売れる、というように、見た目がきれいな物件ほどよく売れている気がします。雑草が生い茂ることで見た目が悪くなるだけでなく、虫が発生するなどして建物の老朽化も進みます。

雑草だらけの地域の雑草だらけの中古物件、売れにくいと思いますよね？

空地や空き家がきれいな芝生の地域、その中のきれいな芝生庭の中古物件、これなら売れやすくなると思います。売れやすくなると分かれば、空き家の持ち主は芝生が欲しくなることでしょう。

不動産流通と登記 ～不動産流通が増えると調査士の仕事が増える～

不動産が流通する地域は、登記測量の需要が増えます。地図も整理する必要性が高まるでしょう。つまり、私達土地家屋調査士にとって「芝生が増えると仕事が増える」ということです。

調査士業務と芝生を結びつけてみる

強引な発想ですが、こんなサイクルを考えてみました。

- ①調査士が仕事をすると芝生が増える
- ↓
- ②芝生が増えると不動産流通が増える
- ↓
- ③不動産流通が増えると登記測量の需要が増える

重要なのは、①をどうやって実現するか、ということです。



「ロボット芝刈機」 出典：ホンダ UK サイト

すでに、芝刈りロボットというものが存在します。自動お掃除ロボットに似た仕組みで、決まった

範囲を自走してくれるようです。ソーラー充電もきっと可能になるでしょう。

また、ドローンでの種まきや農薬散布などはすでに実用化されつつあるようです。

将来実現できるとして、こんな道具を考えてみました。

調査士の金属鋏とプラ杭に、専用のアンテナが付いており、（電子タグの様に電池不要のものが良い）調査士が測量した土地は、ロボットが自動で種まき、芝刈りをしてくれる

こんな付加サービスがあると分かれば、口コミが広がり、「芝生がほしいから調査士に測量してもらいたい」、という流れが実現できます。

（技術面や他業種競争の論点等については、どなたかお知恵を貸してください）

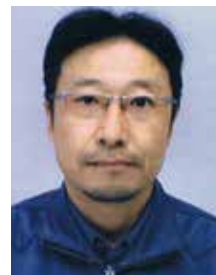
このサイクルが実現できた時には、調査士会の研修題材に「芝生」が登場することでしょう。私は趣味を深めて、鹿児島県土地家屋調査士会の芝生担当に任命される日を待つことにします。



（参考）事務所敷地で芝生増殖実験中です。芝生領域は管理不要になりました。

50歳になり、想うこと

霧島支部 新 地 正 明



昨年末、友人が脳卒中で倒れました。

誰もいない自宅で、一人苦しみながら何とか這いつくばって、ようやく携帯までたどり着きました。ところが、指がマヒしてスイッチがまともに押せない・・・

音声入力を使い、ようやく119番へ発信できたそうです。(ガラケーでなくスマホで本当に良かったです)。その話を聞きながら、救急車があと少し遅かったら・・・と背筋も凍る思いでした。

今年で、私も50歳の台に乗りました。50歳で改めて感じた事は、測量で山に分け入る際には、正直「足腰」に堪えます(笑)。

平成10年に登録し、この仕事も20年を迎えます。がむしゃらに働いてきたこの20年。

そろそろがむしゃらのスピードをちょっと緩め、自分の心にも身体にも、そして家族にも優しい「ゆったりとした日々」でも目指しましょうか・・・

会務報告

業 務 経 過

日 付	行 事
平成29年4月3日(月)	表示登記の日
3日(月)	法務局長着任あいさつ
3日(月)	第1回選挙管理委員会
7日(金)～8日(土)	第1回九B会長会議
8日(土)	第1回PT小委員会
10日(月)	財務小委員会
11日(火)	第2回PT小委員会
12日(水)	法務局職員着任あいさつ
12日(水)	役員による予算・決算等の打合せ
13日(木)	決算監査
14日(金)	志布志市との災害協定締結式
14日(金)	総務小委員会
15日(土)	大島支部総会
18日(火)	九B監査
20日(木)	大隅支部総会
21日(金)	鹿児島支部総会
24日(月)	専門士業と県防災課との 意見交換会・懇親会
26日(水)	鹿屋支部総会
28日(金)	霧島支部総会
5月1日(月)	第2回選挙管理委員会
9日(火)	法務局との打合せ
9日(火)	暮らしのなんでも相談
9日(火)	出水支部総会
12日(金)	南薩支部総会
12日(金)	川内支部総会
13日(土)	熊毛支部総会
17日(木)	県との災害協定協議
19日(金)	第3回選挙管理委員会
20日(土)	司法書士会定時総会
23日(火)	第1回常任理事会
23日(火)	総会事前打合せ
24日(水)	総会事前打合せ
26日(金)	定時総会
26日(金)	第1回理事会
29日(月)	新役員あいさつ回り
30日(火)	九B定時総会打合せ
30日(火)	第1回役員協議会
30日(火)	H29年度 災害救助事務担当職員研修会
6月3日(土)	九B第2回会長会議
3日(土)～4日(日)	九B定時総会

日 付	行 事
7日(水)	登録証交付(上野網一郎会員)
9日(金)	法務局と打合せ
9日(金)	研修小委員会準備会
13日(火)	正副会長会
13日(火)	総務委員会準備会
13日(火)	広報委員会準備会
15日(木)	第1回筆界特定制度と調査士 会ADRとの連携協議会
16日(金)	登録証交付(児島亮介会員)
17日(土)	運営委員会
20日(火)～21日(水)	日調連第74回定時総会
22日(木)	業務委員会準備会
27日(火)	司調センター株主総会
27日(火)	南九州税理士会 鹿児島県連合会定期総会
7月8日(土)	役員協議会
8日(土)	第1回支部長会
8日(土)	第2回理事会
15日(土)	地籍問題研究会第19回定例研修会
21日(金)	第2回鹿児島専門士業団体協議会
21日(金)	鹿児島刑務所測量士補講座打合せ
23日(土)	相続問題等(空き家、空き地) 休日無料相談会
25日(火)	県用地対策室との打合せ
25日(火)	公嘱との協議会
25日(火)	新人研修について打合せ
26日(水)	法の日相談会三者協議会
28日(金)	県用地対策室との打合せ
28日(金)～31日(月)	「土地家屋調査士の日」 全国一斉無料相談会
31日(月)	鹿児島刑務所測量士補講座打合せ
8月1日(火)	財務委員会
3日(木)	かごしま空き家対策連携協議会
4日(金)～5日(土)	九B第3回会長会議
7日(月)	担当者会同について打合せ
16日(木)	弁護士会司法修習生研修講師派遣
16日(木)	研修委員会
19日(土)	第1回会員研修会
21日(月)	広報委員会

鹿児島県土地家屋調査士会平成29年度定時総会議事録（抜粋）

日 時 平成29年5月26日（金） 午前10時 開会
場 所 城山観光ホテル 鹿児島市新照院町41番1号
会員数 313名
出席会員 169名
委任状による代理人出席 53名
議決権会員数 222名
司 会 総務部委員

議 長 馬場 幸二会員（鹿児島支部）
議事録署名者 満尾 耕一会員（鹿児島支部）
議事録署名者 前田 秀樹会員（鹿児島支部）
（議場）異議なし。

事業報告で、インターンシップ制度について具体的に説明を求める事前質問があり、研修部長より、制度を持つ単位会である、福岡会、熊本会、長崎会の諸規定を収集し、その中で費用の件、期間の件、研修中の研修者の地位や立場の件ということで問題があることが分かっている。鹿児島会でどう適応できるかを、29年度、構築に向けて進めていきたい。

第1号議案 平成28年度収支決算報告に関する件及び監査報告
挙手多数により、可決された。

第2号議案 総会決議の要件に関する会則一部改正（案）承認の件

（1）提案理由

現行の第43条第3項は、代理人は、調査士会員に限るものとし、2人以上の代理人となることはできない旨規定している。改正案では、2人以上の代理人となることはできない、を削除し、調査士会員に限るものとする、としたい。立法趣旨は、欠席者が何人あったとしても、委任できる可能性が十分にあること、事務の繁雑を避ける目的から。特別決議の要件46条の現行は委任状についての言及がないので、委任状含む括弧書きを追記したい。

（2）質問等

現行規定は過去の3人に1人の代議員制から全員総会になるときに作られたもので、何人でも委任できるとなると、総会の出席者が極端に減る、1人に10人20人と委任した場合、1人の決議で変わる場合もあることから、他会も参考に2人までとなった。無制限にするのはいかがなものか。特別決議も非常に重要な案件である。少ない人数で決議をするのはいかがなものか。（委任状含）という、他の会則にこのように書いた会則は無いので、当たり前のことなので、改めての記載は必要無い。

(3) 採決

賛成147名で3分の2に満たず、否決された。

～昼食休憩～

第3号議案 綱紀委員会に関する会則一部改正（案）承認の件

(1) 提案理由

現行の48条の5項は、委員及び予備委員は、調査士会員若しくは調査士会員以外の者（若干名）を総会で選任すると、昨年の総会において決議したものであるが、その後の理事会や会員から指摘を受け、外部の委員を設けるという根本的な趣旨は変わらず、改正案は委員及び予備委員は、調査士会員のうちから総会で選任する。ただし、会長が必要があると認めた場合には、調査士会員以外の者（若干名）を推薦し、総会で選任する事ができるとしたい。

(2) 質問等

(会員)

但し、会長が必要があると認めるとの文言は、不要ではないか。現行のとおりで良いのではないか。

(執行部)

昨年の総会で現行条文が出来たが、この文言は我々が意図する文言ではないことに、その後で気づき、反省をしているところであるが、調査士会員若しくは調査士会員以外の者（若干名）ということは、調査士会員か、調査士会員以外の者、若干名を総会で選任するという意味になる。これは、意図されているものが若干ずれている。若しくはという文言を入れてしまうと調査士会員か、弁護士会員を含む外部委員かを総会で選任するという意味になるので、改正案を提案した。

(会員)

調査士会員以外の者を選ぶというのは、そういう人は必要だとは思いますが、そういうことが想定されるということ。自分たちの力だけでは対応できない、法律のプロにお願いしないとできないというような状態があり得るということか。

(執行部)

その通り。過去の事例でも出たが、同業者が同業者を、白黒をつけるという部分で多少無理があるので、外部の委員として、特に人権とか法律全般において理解がなされている弁護士を入れるべきではないかというご意見を顧問弁護士等からいただいている。司法書士会も外部委員、弁護士を入れている。事件はいつ、綱紀事件として挙がってくるかわからないので、我々の負担を軽減するとともに、適正な判断をしていただきたいということで弁護士さんを入れたいということです。

(会員)

外部委員を入れることに反対はないと思う。会長が必要があると認めた場合には、というのがなければいいのかなと思う。

(会員)

執行部の案でいいと思う。トップが判断して理事会を招集して決めればいいことだから文言に拘る必要はない。この件に関しては賛成。

(執行部)

基本的に外部委員を入れるとのことは、昨年度議決を頂いた。本当に外部委員が必要なのかというも含めて但し書きで会長が必要と認めた場合には、推薦して選任するということを優しく表現したつもり。この文言によると、もしかしたら、会長が推薦しないこともあるので、いろんな幅を持たせたとご理解頂きたい。

(会員)

ここでいう会長とは会長個人を指しているのではなく、鹿児島県土地家屋調査士会の会長だから、会長が必要と認める時は、もちろん理事会に諮って、その中で推薦するという過程を含めて、ただ主語を会長にしたということだけだからこのままでよい。

(3) 採決

賛成が207名で3分の2を超えたので可決された

第4号議案 平成29年度事業計画（案）承認の件

第5号議案 事業計画と収支予算（案）承認の件（一括上程）

(1) 提案理由

- 第1 財政基盤の健全化のための調査検討と比例会費の存否の検討
 - 第2 センターかごしまのADR法認証取得と筆界特定との連携、研究
 - 第3 隣接法律専門職団体等との積極的な連携の推進
 - 第4 倫理、懲戒事案、登記等実務技術の研修と啓発
 - 第5 災害協定、空き家等対策、無料相談、出前授業等の社会事業活動の推進
- 去年同様、継続している。

(2) 質問等

無し

(3) 採決

第4号議案、第5号議案ともに、賛成多数により可決。

第6号議案 役員・綱紀委員選任に関する件

(会長)

今期は役員改選であるので、今期の選任数（案）を以下のとおり提案したい。会長1名、副会長2名、理事10名～15名、監事2名、予備監事1名、綱紀委員鹿児島支部3名、他支部3名、外部1名、計7名（予備委員2名）。

(議長)

質問無し。挙手を求め、賛成多数と認め可決された。
選挙に入るので、進行を選挙管理委員会に願います。

(選挙管理委員長)

選挙管理委員会委員の紹介。選挙管理委員会における今日までの事務の経過を説明する。なお、これより役員等選任規則については、選任規則と、役員等選任規則施行細則については、施行細則と言い換えて、説明する。選挙管理委員会においては、選任規則第10条第1項並びに施行細則第3条の規定により、平成29年4月14日に選挙に関して、調査士会の事務所に告示するとともに調査士会会員に選挙の告知をした。調査士会員への告知の方法としては、メールまたはFAX等で告知を行った。施行細則第3条第1項第3号により、立候補届入れの期間を4月20日からとし、施行細則第4条により立候補届入れの締め切りを4月28日とした。その間の立候補者届け出人員の結果については、会長立候補者は、届出順に鹿児島支部福崎秀一会員、同じく鹿児島支部の宮脇謙舟会員の2名が会長候補として届出している。また副会長候補については、届け出順に鹿児島支部の小川兼義会員、出水支部の鳥越健会員の2名の届出があった。立候補届出は、いずれも選任規則並びに施行細則の要件を満たしていることを確認し受理した。選任規則第3条第4項並びに選任規則第6条の規定により選挙公報を発行し、平成29年5月2日付で調査士会員に発送した。選任規則第2条では会長、副会長は選挙による方法で選任するとあるが、副会長については、定数2名に対し2名の立候補者の届出があり、今回候補者の数が定数を超えていないので、選挙管理委員会としては投票を行うことなく、副会長候補小川兼義会員、同じく鳥越健会員の2名を当選とするので、報告する。会長職にいては、定数1名に対し2名の立候補者の届出があったので、このあと選挙を実施する。

(議長)

選挙管理委員長から総会に報告があったので、鳥越健会員、小川兼義会員は副会長としての効力が発生した。会長は選挙となるとのことなので議長として、これより会長選挙を行うことを宣言し、議場を閉鎖する。選挙管理委員会に選挙事務を行わせる。選挙選任規則3条では、選挙権を行使できるものは選挙が行われる総会に出席している調査士会会員となっている。役員は会場の人数を再度確認し選挙管理委員長に報告をお願いします。

(選挙管理委員長)

先程議長から指示があったので、只今より、選挙管理委員会において、選挙事務を執り行う。
選挙管理委員会から投票用紙につき提案があるので、その発言の許可を願いたい。

(議長)

許可する。

(選挙管理委員長)

選任規則第14条第2項では、投票には役職ごとに1人1票として1枚の紙に1人だけの名前を記入する単記式の様式を使用することになっているが、この後の選挙作業や、選考委員会での選考時間を考えると非常に厳しい時間割となっている。また、単記式の様式では無効票の判断基準が難しいこともあるので、できるだけ無効票をなくし、投開票の時間も短縮したいので、届出順に2名

の候補者を記載し、候補者1名にのみ所定の記載欄に丸印の記号を記載する様式、会員に配った紙の左側の変更案の様式で、選挙を行ってよいか議長より議場に諮っていただきたい。

(議長)

選挙管理委員長から選挙の投票について提案があった。会則31条3項によると、役員選任に関し、必要な事項は別に総会で定めるとなっており、本総会が最高の決議の場である。問題はないと思うが、会員の意見を伺いたい。(質疑無し)。賛成多数により変更案の様式が承認された。投票が終わるまで一旦降壇する。

(選挙管理委員長)

投票については、変更案の用紙にて行う。

最初に会長候補者2名に届け出順に所信表明をお願いする。所信表明の持ち時間はひとり3分で、お願いする。

(鹿児島支部 福崎秀一会員)

(所信表明内容省略)

(鹿児島支部 宮脇謙舟会員)

(所信表明内容省略)

(選挙管理副委員長)

投票方法について説明した。

(選挙管理委員長)

投票結果により、選任規則第10条第5号並びに選任規則第21条第1項の規定により会長に宮脇謙舟候補が当選した。

(議長)

会長に宮脇謙舟会員、副会長に小川兼義会員、鳥越健会員が確定したことを議場に報告する。議事を再開する。役員選任規則第22条で役員を選任するため、選考委員会をすることになっている。同規定では、選考委員会は総会に出席している調査士会会員の中から総会の承認を得て、議長が指名できるとなっている。議長の指名でよろしいか。

(議場)

異議なし。

(議長)

選考委員として、鹿児島支部磯端強志会員、石塚義一会員、新納啓二会員、勝目浩会員、濱田修一会員、霧島支部田原春一幸会員、南薩支部福元文治会員、川内支部日高昇会員、出水支部湯田稔幸会員、鹿屋支部山本道昭会員、大隅支部西健吾会員、熊毛支部平山茂樹会員、大島支部町田重孝会員、以上13名を指名する。別室で選考をお願いする。時間は3時45分まで。3時45分から議

事を再開する。施行細則によると書面による就任承諾が必要となっているが、時間の関係上、口頭による就任承諾でよろしいか。

賛成の方の挙手を求める。就任承諾は口頭によって良いということで選挙管理委員長、選考委員会の招集をお願いする。議事はこれをもって、3時45分まで一時休憩とする。

(選挙管理委員長)

選考委員長より選考結果の報告を受けたので、選任規則第24条第1項に基づき、選挙管理委員長より、被選任者の役職、氏名を報告する。なお、被選任者の就任承諾書ですが、書名及び口答により得ていることを確認している。(敬称略)

理事前杉竜志霧島支部、理事小山田誠一郎鹿児島支部、理事池田成人霧島支部、理事出石靖之川内支部、理事竹添裕二出水支部、理事上小鶴一善川内支部、理事鶴野俊昭鹿児島支部、理事弥栄大作南薩支部、理事又木秀幸大隅支部、理事下野耕司鹿児島支部、理事森重和南薩支部、理事有島龍太郎鹿屋支部、理事戸川好行熊毛支部、理事久永瑞樹大島支部、続きまして、監事馬場幸二鹿児島支部、眞砂公一郎鹿児島支部、予備監事桑元広海鹿児島支部、綱紀委員、永田優治鹿児島支部、上山光則鹿児島支部、小牟田秀郎鹿児島支部、徳澄秀忠霧島支部、福元文治南薩支部、上山逸郎鹿屋支部、以上6名が調査士会の綱紀委員となる。大脇通孝弁護士が外部の綱紀委員となる。予備綱紀委員として、田中亮一川内支部、渡辺満夫出水支部、以上。

(議長)

選挙管理委員長が総会に報告した時に、効力があるとなっている。

(議場)

拍手

(執行部)

先程の会則変更の件で改正案を可決頂いたが、手続き上はまだ現行会則が生きているので、会則変更が認可された時点をもって、外部委員の大脇通孝弁護士には就任をして頂く。

(宮協会長)

名誉会長として、霧島支部の狭山会員、鹿児島支部の永田会員、坂元会員、馬場会員、谷口会員、霧島支部の桐原会員を推挙したい。

(議長)

只今新しい会長より名誉会長の発議があった。

(議場)

拍手

(議長)

名誉会長について表決する。以上で議事を終了する。

各部報告



総務部

総務担当 小川 兼義

総務担当になりました小川と申します。どうぞ宜しくお願い致します。

今年度の総務関係の事業計画は以下のとおりです。

1. 関係各法令への対応
2. 会員に対する情報整理と情報公開

今年度は特に大きな会則の改正等は予定しておりませんが、5年に一度の会員証の更新と会員名簿の発行の年に当たります。皆様のご協力をお願い致します。

又、今年度は8年に一度の九州ブロックの当番会にあたり、執行部一同で当番会としての業務にもあたっているところですが、総務部も会場の確保、宿泊者の手配等や運営の準備等担当者一丸となって頑張っているところです。

総務部のメンバーを紹介します。

理事は南薩支部の森重知会員と、同じく南薩支部の弥栄大作会員。委員はいずれも鹿児島支部の池田拓志会員、中野篤会員及び中森祐一郎会員となります。

理事、委員の皆様の助言を頂きながら事業を遂行していこうと考えています。

会の運営において会員の皆様のご協力は無くてはならないものだと考えていますので、宜しくお願い致します。

宮脇新会長のもと総務部一丸となって頑張りますのでどうぞ宜しくお願い致します。



財務部

財務部長 前 杉 竜 志

日頃より本会の財務運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

2期目の財務部長となります。いろいろと見直さなければならない事が多いのですが頑張っていきたいと思います。会員の皆様のご協力宜しくお願い致します。

平成29年度の事業計画は、下記の3項目となります。

- 1 財政基盤の整備（比例会費及び関連基金の検討）
- 2 土地家屋調査士国民年金基金及び土地家屋調査士職業賠償責任保険制度の認知向上活動と加入促進活動
- 3 鹿児島県土地家屋調査士会主催第29回チャリティーゴルフ大会の開催

本年度は総務部と連携し、比例会費アンケートの実施及び規則等の見直しを行っていきたいと思います。

土地家屋調査士国民年金基金は、引き続き新入会員を対象に加入促進活動を行い、職業賠償責任保険制度につきましては、第1回会員研修会にて保険会社による支払事例等の説明をしていただき加入促進につなげたいと考えております。

チャリティーゴルフ大会につきましては、本年度は九州ブロックゴルフ大会と共催という形で10月23日（月）に開催いたします。ご参加の程宜しく願いたします。



業務部

業務部長 小山田 誠一郎

会員の皆様におかれましては変わらずご壮健のことと存じます。

新会長による新体制のもと、業務部担当の役割を継続させて頂くこととなりました。

業務部の事業計画につきましては

1. 業務処理の合理化及び業務適正化の研究
2. 登記基準点の支援設置
3. 空家等対策の推進に関する特別措置法の研究
4. 認定土地家屋調査士の活用

となっております。

業務処理の合理化及び業務適正化の研究に関しましては、分筆申告書・異動申告書を借用し、スキャンしてデータ化する作業を終えて、ファイルの整理の作業を継続しています。

不動産登記規則93条ただし書不動産調査報告書の改正に関しましては、バージョンアップ等への対応を継続しています。

オンライン申請の利用促進に関しましては、法務省の「登記・供託オンライン申請システム」の利用方法とPCの環境設定、日調連の電子証明書の申請方法等について7月20日の鹿児島支部研修会にて紹介を行いました。

登記基準点の支援設置に関しましては、過年度の事業について、再測を含む内容の見直しと対応をしていく予定です。

空家等対策の推進に関する特別措置法に関しましては、県内6市町村から空家等対策連絡協議会へ

の委員の委嘱を受けて、委員として参画させて頂いています。

鹿児島県住宅政策室が主導する、かごしま空家対策連絡協議会にも参画させて頂いており、8月3日に第1回の協議会が開催され、他県の実例等の講義を聴講しました。

今後も空き家セミナー等で土地家屋調査士の役割について説明を行ったり、相談会に相談員として出席したりする予定です。

鹿児島地方法務局、鹿児島県司法書士会、鹿児島県土地家屋調査士会合同の相続・空き家・空き地に関する休日無料相談会が7月23日に開催され、相談員として出席しております。

また、今年は鹿児島地方法務局、鹿児島県司法書士会、鹿児島県土地家屋調査士会合同の「未来に つなぐ相続登記」推進プロジェクトが発足し、相談会等が予定されています。

認定土地家屋調査士の活用に関しましては、ADR センターの研修等の事業に参加、支援を行って いきます。

業務部として会員の皆様のお役に立てるように努力する所存でおりますので、ご理解とご協力の程 宜しくお願い致します。



研修部

研修部長 池田 成人

本年度より研修部を担当することになりました。2年間宜しくお願い致します。

本年度の活動計画をお伝えします。

1. 会員研修会、公開講演会の実施及び支部研修会等の支援

会員研修会は年3回を計画しています。また支部研修への講師の派遣等の支援を行います。

2. 産官学連携による研修会や出前講座等の実施及び支援

官公署、隣接士業、鹿児島大学等と連携し、研修会・勉強会・出前講座等を企画、実施、支援し て参ります。

3. インターンシップ制度の研究

新入会員を対象にしたインターンシップ制度の情報収集及び研究を行います。

4. 土地家屋調査士特別研修の受講推進

認定調査士の拡大に努めます。

5. 土地家屋調査士専門職能持続学習（CPD）制度の運用

CPD を集計、公開し一般の方々にも本制度の周知を図っていきたいと思います。

研修内容については皆様の実務に役立つものを企画していきたくと思いますので、皆様のご意見も お聞かせ頂きたいと思います。

なお、今年度は鹿児島会が九州ブロック担当者会同及び新人研修会の担当会になっています。会員 の皆様にも各種行事に多数ご参加、ご協力の程宜しくお願い致します。



広報部

広報部長 竹 添 裕 二

日頃より本会広報活動にご協力を頂きありがとうございます。本年度も益々のご協力を宜しくお願い致します。

本年度の活動計画などをお知らせ致します。

1. 広報誌「会報かごしま」の発行

例年通り秋号・春号を発行します。会員の皆さんには原稿等の依頼を致しますので宜しくお願い致します。

2. 「7月31日調査士の日」「法の日」等各種無料相談会の啓発、広報と実施

調査士の日に支部長事務所や法務局等にのぼり旗を掲示します。

法の日等に無料相談会を実施します。

3. 広報媒体等の作製配布（SNS 利用による告知等）

各種広報媒体へ相談会等の告知を行い広報に努めます。

調査士会活動の広報を SNS を利用して行います。

4. 支部広報活動への協力と既存設置看板の維持管理

調査士ののぼり旗など広報用品の貸し出しができますので、支部でのボランティア活動の折りなどご連絡ください。

また既設看板の維持管理についても必要に応じご連絡ください。

5. 筆界特定室、センターかごしまと本会との連携における広報に協力

筆界特定、認証取得後の調査士 ADR リーフレット作成に対し、委員の派遣等協力を行います。

6. ホームページの維持管理

会報の掲載、各種行事の告知などを行い、調査士の PR に努めます。



社会事業部

社会事業部長 出石 靖之

暑い日が続いています。梅雨も上がりましたが、全国各地で豪雨災害が相次いでいます。被災された方、関係者の方々にはお見舞い申し上げます。

また何の前ぶれもなく、鹿児島市内でも地震がありました。自宅、事務所の防災も備えていきましょう。

平成29年度の社会事業部の事業計画をお知らせします。

- 1) 災害基本協定締結の推進
- 2) 地図の作成及び整備に関する事項への支援
- 3) 筆界特定制度及び調査士会 ADR に関する事項への支援
- 4) 社会貢献活動の推進及び支援

災害基本協定の推進では、昨年鹿児島県と災害協定を結んでおり、県は協定内容を各市町村へ通知しております。これからは災害が発生し市町村から県へ要請があると、県から調査士会へ災害支援の派遣要請が来る仕組みとなっております。被害調査派遣の参加につきましては御協力お願いいたします。

今後の市町村災害協定協議につきましても、引き続きご協議頂きたいと考えております。その際は基本的には、県との災害協定に合わせた内容で協議して頂きたいと考えていますが、各市町村が望んでいる支援体制もございますので、今後も災害協定締結の推進を行なっていきます。

次に地図の作成及び整備への支援では、14条地図の整備への支援として次年度計画の作成や基準点選定の計画支援を行なっております。

筆界特定制度及び調査士会 ADR に関する事項への支援では、筆界特定制度や法務局の休日相談所、九州一斉の境界トラブル相談所に支援協力を行なっています。

センターかごしまの ADR 認証への支援、さらにセンターかごしま、研修部と社会事業部で、法務局とスムーズな連携のための協議会を実施しています。

社会貢献活動につきましては、昨年と同様、各種相談会への参加を行なっていきます。各支部長を通じて、相談会参加の御協力をお願いしています。どうぞ宜しくお願い致します。

支部だより



霧島支部

霧島支部長 池田 成人

連日暑い日が続いておりますが、皆様が本誌を手にとるころには少しは過ごしやすくなっていることと思います。

来年、平成30年は明治維新から150年の年であり、大河ドラマ「西郷どん」も放送予定でわが鹿児島県が全国から注目されているところですね。国道10号線を走っていて仙巖園の前を通ると、例年にも増して観光客の姿が多いように思われます。

霧島市においても西郷さんや坂本龍馬が長期逗留し心身ともに癒した温泉が多数残っており、そのなかでも、当時西郷さんが寄宿していた「西郷どんの宿」を撤退したホテル跡地に移設し、物産館やレストランなどを併設した複合観光施設とする事業に大きな期待が寄せられています。年内の完成、オープンを予定しており、維新150年に間に合わせるべく急ピッチで進められているようです。

この「西郷どんの宿」は観光拠点施設にすべく立ち上がった事業で、今年予算化され、入札、着工、オープンまで驚くほどのスピードで進んでいるのですが、我々市民はその計画の中身はほとんど知らないと思います。もっとゆっくりじっくり検討しても良さそうなのに・・・

例えば、霧島市には第一工業大学、国立鹿児島高専、隼人工業高校など建築を専攻する学科を有する学校がありますが、官学一体となって若者の視点を取り入れたまちづくりがあってもいいのではないかと思います。学生たちのアイデアが街の中でここにもあそこにも、なんてなると楽しくもなるし、県外に出ていく若者を少しでも地元にとどまらせることも期待できるかもしれません。

ある人口数千人の村に年間数千人の観光客誘致をと目指した自治体があり、観光施設の整備を計画しましたが、年間数千人の観光客のための投資より、住民数千人×365日（1年）イコール数十万人分のための投資の方が有意義であるとの決断をした、との話を聞いたことがあります。なるほど後者の方が地元にお金を落とすなあと思うことでした。

そうは言っても維新150年は大きな節目であり、鹿児島にとっては大きなチャンスであることは間違いなく、これが一過性のものではなく観光客にとっても県民にとっても永続的な資源になることを期待しつつ、大河ドラマ「西郷どん」を楽しみに待ちたいと思います。



川内支部

川内支部長 出石 靖之

梅雨も上がり、毎日暑い日が続いています。以前よりも暑さが厳しくなっているように思えます。皆様も体調を崩さないように気を付けて、暑さ対策を充分に行って外業を行って頂きますようお願いします。

さて川内支部では、5月に支部総会を開催し平成29年度の事業計画を取り決めています。

1. 登記基準点の観測成果のまとめと研修
2. 県研修会および無料相談会への積極的参加
3. 社会貢献活動の実施

内容は、繰り越しています登記基準点の観測成果のまとめを行なう予定です。観測実施から数年経過していることからジオイド高、標高改正により再測が必要です。今年、再測と成果のまとめを計画しています。

次の県研修会への参加は当然であります。さらに参加していただくよう事業に取り入れて積極的参加を進めています。無料相談会も年々増えてきており、支部会員で分担して参加し、地域の方々へ貢献したいと考えています。

さらに無料相談会参加の他にも、支部の社会貢献活動を計画しています。



出水支部

出水支部長 竹添 裕二

支部だよりで出水のイベントをご紹介しますのが定着しつつある感じがしますが、今回もその路線で行きたいと思います。

例年11月3日の文化の日に出水市野田運動場にて、「西日本オールドカーフェスティバル」が開催され、約300台の昭和の自動車やバイクが集い、2万人を超える見物客が来場されます。(10時～14時開催)

今年は開催30回ということで記念イベントを企画し、「機動警察パトレイバー」に登場する人型ロボット「イングラム」の実物大模型(高さ約8m)が展示される予定です。

「イングラム」はトレーラー(白黒ツートンの“警察仕様”)で運ばれ、寝かせた状態から直立しま

す（デッキアップ）。

長島町では10月14日～11月12日の間で、2年に1度の「長島町造形美術展」も開催されます。毎回来場者を唸らせる大作が目白押しです。

秋の行楽シーズン中11月3日は、是非「西日本オールドカーフェスタ」で「イングラム」と、「長島町造形美術展」に足をお運びください。



社会奉仕活動

鹿屋支部長 有 島 龍太郎

鹿屋支部では、社会奉仕活動として毎年行われている肝属川クリーン作戦に参加しました。

肝属川が、九州の一級河川の中で水質ワースト3に数えられたことがきっかけで行われるようになったとのことです。

午前6時10分より開始式があり、6時30分より8班に分かれ作業をしました。私たちは、会員11名と会員の子供2名で参加し、河川沿いの道路や両岸の清掃作業を1時間程度しました。毎年同じ場所を清掃します。以前は空き缶や粗大ゴミもたくさん見かけたのですが今年は、ゴミも少ないように感じました。

作業を終えて、会員皆でお茶とパンを食べましたが、心地よい汗をかいたからか、朝食抜きだったせいか、おいしくいただきました。

きれいになった川をみて、清々しい気持ちになったことをあわせて報告します。





大隅支部

大隅支部長 又 木 秀 幸

大隅支部の支部長になってから3期目を迎えました。

昨年は支部研修会を行えなかったこともあり、今年6月に支部研修会を行っておりますので、簡単に紹介します。

内容はドローンについての一般的な講習及び操縦体験です。

曾於市では今年【**DRONE EXPO 九州 2017 IN SOO**】が行われており、ドローンを用いた地域活性化を模索しています。また、旧財部南中学校跡を利用して、DJI 主催による無料体験会が定期的に行われています。今回は支部として無料体験会に参加しました。

ドローンの簡単な説明や航空法などの一般的な法律を30分程度座学で学び、1時間程度ドローン操縦の体験をする内容です。最新 DJI 製品の【**SPARK**】も体験することが出来ました。操縦については思ったよりも難しかったようです。

他会での情報交換や雑談などでも、ドローンを利用したオルソフォト画像について話題が出ることが多くなりました。有料ソフトについてはまだまだ高額なものも多いですが、高性能なドローンが安価になってきていますので、将来の運用を検討されるだけでなく、興味があればぜひ参加してはいかがでしょうか？

申込みは下記サイトをご覧ください

参加申込先：DJI New Pilot Experience

アドレス：<http://events.dji.com/npe/jp>



大島支部

大島支部長 久 永 瑞 樹

今期より大島支部長をさせていただくことになりました。宜しくお願い致します。

雨続きで外業が進まない……、と言っていた季節が過ぎ、こんなに暑いと体がもたない……と、季節への不満の言葉が定着してきている時期だと思います。皆様、体調に気をつけてがんばってください。

ましよう。

各地で色々な行事・お祭りが実施される時期です。奄美でも花火大会、六月灯、パレード、相撲大会、舟こぎ競争、八月踊りなどなど、さまざまな催しが行われます。

特に舟こぎ競争、八月踊りは奄美独特のものです。舟こぎ競争は開催の1ヶ月前から練習が行われ、休日はもちろん、平日の仕事終わりの約2時間、最寄の港で本番さながらに汗をかき、その都度“反省会”という飲会が設けられます。1年の内でこれほど反省する月はないでしょう。

八月踊りは、盆踊りをイメージしがちですが少し違います。盆踊りのようなゆったりゆったり感はなく、とても激しい“踊り”なのです。各集落で異なりますが、1グループ（約20名）が一通り踊っては集落内を移動していきます。ご近所からの差し入れで休憩を取りながら、夜8時頃～深夜1時頃まで三味線やチヂン（太鼓）、指笛が鳴り響きます。



これらの行事が長年受け継がれてきているのは、地域住民の繋がりがとても強い奄美ならではのものであって、こんな和気あいあいとした地域では、境界紛争などわれわれ調査士の出番はないはずなのですが、そちらの方も激しい部分がある様です。（個人的見解です）。

〔大島支部行事〕

◎平成29年6月13日（火）、奄美市内のホテルにて支部総会を開催。
研修会、懇親会と活発な意見交換ができました。

◎平成29年10月7日（土）法の日無料相談会開催

場所：大島郡宇検村大字湯湾「元気の出る館」

調査士会・司法書士会・税理士会と共同で、1人でも多くの方の相談に対応できるよう協力していきます。



「境界問題相談センターかごしま」 だより

センター長 鳥越 健

今年の「スーパー猛暑」、今更ながら土地家屋調査士とは大変な職業であることを実感しております。会員の皆様も日常の外での作業は大変なことであろうとお見舞い申し上げます。

さて、本会では ADR 法の認証を取得するべく、目下、法務省大臣官房司法法制部の事前相談中ですが、順調に進めば今年中には認証が得られるものと思っております。認証申請を行う過程においては、数年に及ぶ PT による議論や先行取得している他会からのご指導を仰ぐ等の地道な努力を積み重ねて参りました。

「センターかごしま」の設立は平成18年でしたが、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）の施行日は平成19年4月1日と「センターかごしま」設立後であったため、「センターかごしま」が ADR 事業者として現在運用しているセンター規則等のルールが、ADR 法が求めている基準（ADR 法第6条各号）を満たしていない部分があることが判明しました。このため、センター規則等を ADR 法の求める基準に合わせたものに作り直さねばならず、このことに多大なエネルギーを要しました。なお、この見直しの作業においては、当事者である市民の皆様や認定調査士・弁護士等代理人、センター利用をアドバイスされたい一般会員の皆様が、ADR 手続を行いたい場合の規則等のルールの公開や手続書式の整備も同時に行うべく準備を進めて参りました。こちらのほうも間もなく完成します。認証が得られれば、これらの規則等や書式の公開も速やかに行う予定ですので、会員みなさまにとりまして、より利用されやすい「センターかごしま」になるものと存じます。

おそらく認証取得後になると思いますが、新しい「センターかごしま」について、利用方法、ルール、書式を中心にしたセンター研修会を開催する予定ですので、会員の皆様には是非ともご参加くださいますようお願い申し上げます。



公嘱協会だより

理事長 西 英 孝

異常とも言えるほど暑かった夏も過ぎ、徐々に秋らしくなってきた今日この頃、会員みなさまにおかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

また、日頃より公嘱協会の業務執行にあたり、社員の皆様にはご理解、ご協力を頂いていることに心より感謝致します。

平成28年度の事業総量は、前年に比べますと微増となりましたが、官公署における公共事業用地取得に絡む調査測量業務に関する予算の減少傾向はこれからも続くものと思われます。執行部としても公嘱協会を活用することの有効性を理解していただけるよう啓発活動をさらに充実させ、受託拡大につながる努力をいたします。社員の皆様におかれましても、これまで以上に官公署との信頼関係を深めていただき、発注者の立場を理解しいろいろな相談も受け、受託した業務を適切かつ迅速に処理するようお願い致します。

6月に開催した自主事業として掲げている講演会においては、前連合会会長で現在連合会顧問としてご活躍されている西本孔昭先生をお招きして「公共用地の立会と嘱託登記に関する問題点」をテーマにお話しをして頂きました。これまで私共が開催してきた講演会の受講者数としては最高の260人（官公署・他士業160人、土地家屋調査士100人）が集まり、長年の経験を踏まえた先生の講話に熱心に耳を傾けることとなりました。また、土地家屋調査士に対しては、厳しくも愛情溢れるコメントが端々に盛り込まれ、当たり前のことながらプライドを持ちしっかりと仕事をすることについて再確認ができました。西本孔昭先生にはこの場を借りて重ねて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、公益法人移行後4年が経過した現在の公嘱協会の課題としては、公益法人としての必須条件である、「経理的基礎と技術的能力」をより確実なものとする事が挙げられます。その為には、取り巻く環境の変化に動じない安定的運営に繋がる財務状況を作り上げることと、土地家屋調査士という資格者としての専門的知識にとどまらない社員の幅広い資質の向上を達成することに、協会全体として力を注いでいかなければなりません。もちろん県土地家屋調査士会・政治連盟ともこれまで以上に連携を図り、協力体制を深めていく必要があります。いろいろと課題が尽きることはありませんが、9月からは新しい体制による運営が始まりました。これまで同様に、会務運営にご理解ご協力を頂きますよう、よろしくお願い致します。

皆で頑張ってまいりましょう。



政治連盟だより

会 長 磯 端 強 志

鹿児島に於いては、7月は雨の日が多く、8月になり梅雨が明けたら台風5号が発生し、気候の変化が激しい状態が続いています。

皆様方には、仕事にご精励の事とお慶び申し上げますが、体調には十分気をつけて業務に励んでください。

平素からの、鹿児島県土地家屋調査士政治連盟へのご協力・ご理解に、感謝致します。

話は変わりますが、

現在世界では、毎日のように「テロ」に関する報道が流れ、何時日本でも同じような状態になるのかと危惧していますし、隣接国の北朝鮮のミサイル問題など、大変慌ただしい状態です。

日本におきましては、平成29年8月4日には、安倍第3次改造内閣が発足致しました。強引さが目立つ国会運営を改め、論戦を通じて丁寧に合意形成を図る姿勢に転換されるようです。

2020年には、東京で「オリンピック」「パラリンピック」が開催されます。

鹿児島県に於いても2020年には、鹿児島県で国民体育大会が開催されます。

このような大きな事業の設備建築等の関係で、問題に上がっている所有者不明地があります。

この件に関して、政府が所有者が分からず放置されたままになっている土地について、

- ・道路や公園事業などの公共事業に活用出来る新制度を創設する。
- ・土地の所有者全員の同意を得なくても、公的な目的ならば利用を認める事で、空き地の解消と土地の有効活用につなげる。

上記を近く閣議決定する「経済財政運営と改革の基本方針」に盛り込み、来年の通常国会に関連法案を提出する方針と伺っています。

国の方針で、所有者不明地の処理がなされれば、私達が苦慮している所有者不明の隣接地の対応において、処理方法が生まれてくるのではと期待しています。

このような問題を解決するには、国会議員の強い協力が必要になります。

最後に、鹿児島県土地家屋調査士政治連盟の入会者は、鹿児島県土地家屋調査士会会員の6割程です。

私達の土地家屋調査士政治連盟は、社会一般的な政治連盟ではなく、土地家屋調査士が、国民の要望に的確に応える事が出来る土地家屋制度を確立する為に、土地家屋調査士の手で立ち上げた組織です。

土地家屋調査士政治連盟の趣旨をご理解いただき、鹿児島県土地家屋調査士政治連盟への未入会者の皆様の入会を、切に要望いたします。



青調会だより

かごしま青年土地家屋調査士会会長 米 倉 央

梅雨も明け、連日猛暑が続いておりますが、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、かごしま青年土地家屋調査士会にご協力いただき御礼申し上げます。

7月8日に九州ブロック青年土地家屋調査士会福岡大会がございました。研修は宮崎会の児玉先生が講師で「情報化社会と土地家屋調査士の将来」をテーマに講演をして頂き大変勉強になりました。九州各県はもとより、北は釧路会、札幌会からも駆けつけ、総勢100名を超す研修となりました。その中で、熊本会のメンバーより、「熊本地震の時に皆様より頂いた義援金や早急なご支援を賜り言葉では言い表せない程の感謝の気持ちと、調査士の強い絆を感じました。」との挨拶がございました。

まだ復興途中ではあるかと思いますが、元気な姿の熊本会メンバーに会えて私も勇気をもらいました。

(九州ブロック青年土地家屋調査士会福岡大会の研修、懇親会の様子)



かごしま青年調査士会活動予定をご報告いたします。

- ・ 9月に他士業との交流（鴨池ドームにてフットサル大会、懇親会等）
- ・ 9月16日 中国ブロック青年土地家屋調査士会広島大会（中国ブロックは初の試み）
- ・ 定期勉強会の実施
- ・ 10月 通常総会
- ・ 11月 建築士会青年部との交流会

青調会の会長として他士業の総会懇親会や県外の青調査士会の方々とお会いする機会が増えましたが、みなさん元気な方たちが多いです。かごしま会も負けない様、会員同士一致団結して今後とも頑張っていきましょう。

事務局だより

事務局 山口 純 久

退職のご挨拶

晩夏の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、私こと、一身上の都合により、9月末日をもちまして事務局を退職させていただくことに致しました。

平成19年9月1日に入職いたしまして、10年間お世話になりました。

先生方をはじめ、職員の方々にはお忙しい中、至らぬ私のためにご指導ご鞭撻を頂き、大過なく業務を遂行させて頂いたことを大変感謝しております。

皆様方の温かいお力添えがあったからこそ、充実した社会生活を送ることができました。

その10年間の間には、先生方、事務局職員の方々、司調センター職員の方々等、多くの方々との出会いがありまして、大変貴重な経験をさせて頂きました。

このことは、今後の私にとりまして、一つの大きな財産であり、糧となります。

今後の予定であります、22歳からのサラリーマン人生とのお別れにするつもりです。

伊勢正三の「22歳の別れ」風に言いますと、ろうそくが66本も必要です。

散歩でもしながら、長年の不摂生でいただいた健康診断の勲章を一つでも減らしたいと思っています。

退職にあたりまして、私の心境は、私のカラオケの師匠でもあります吉田拓郎大先生の「私は今日まで生きてみました。時には誰かの力を借りて、時には誰かにしがみついて・・・」そしてもう66歳ではなく、まだ66歳ですので「今はまだ人生を語らず！」といったところです。

今年は九州ブロック協議会の当番会で行事が目白押しです。今までと同様、先生方の温かいご指導を事務局に賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

皆さま方のご健勝とご多幸、鹿児島県土地家屋調査士会の益々のご発展を祈念し、退職のご挨拶と致します。

長い間お世話になり、ありがとうございました。



編集後記



出水ブランドPR キャラ
いずみちゃん

異常な暑さの夏も終わり、味覚の秋がやって参りました。

海の幸、山の幸ともにおいしい季節ですね。夏場に消耗した体力を、秋の味覚で回復しましょう。

さて、今期も広報部長を務めさせて頂くことになりました。

よろしくお願い致します。

出水市 竹添裕二



出水市公認キャラ
つるのしん

今回から広報部として、会報かごしまの編集に携わることとなりました。

皆様に興味を持って読んでいただけるよう、微力ながら頑張らせていただきます。原稿執筆等、皆様のご協力をお願い致します。

出水市 湯田稔幸



鹿児島市 西郷隆盛

地獄の釜蓋が開いたような暑さの中、皆様のご協力に感謝いたします。今後とも県会活動に興味と協力をお願いいたします。

鹿児島市 迫田圭介



2018（平成30）年、明治維新150周年に向けて、明治維新の原動力となった薩摩の歴史や、それを育んだ鹿児島市の多彩な魅力を広く発信していくためのロゴマークです。



かのごゆりの妖精
カノッコ

原稿を執筆していただいた会員の皆様、どうもありがとうございました。

本号からは新しく連載ものが始まりました。

昨期に引き続き広報委員として充実した内容の会報になるように努めて参りますので、今後ともご協力の程、よろしくお願い致します。

薩摩川内市 平山正樹



コクトくん
© 奄美市

お忙しい中、たくさんの方々のご協力ありがとうございます。貴重なご意見・体験談を拝見して、業務以外の色々な事に取り組み、勉強していく事が大切なのだなぁと痛感しております。

今後とも皆様のご協力宜しく御願いたします。

奄美市 久永瑞樹

用紙F A X注文書 (099-256-4337)

平成 年 月 日

鹿児島県土地家屋調査士会

	品 名	仕 様	価格(円)	注文数
1	不動産調査報告書(手書用) (用紙代500円・比例会費10,000円)	25 枚	10,500	
2	〃 (用紙代 20円・比例会費 400円)	1 枚	420	
3	不動産調査報告書(ワープロ用) (用紙代500円・比例会費10,000円)	25 枚	10,500	
4	〃 (用紙代 20円・比例会費 400円)	1 枚	420	
5	地 積 測 量 図 (B版)	50 枚	1,000	
6	建 物 図 面 (B版)	50 枚	1,000	
7	図 面 (無 地) (B版)	100 枚	1,500	
8	戸 籍 請 求 書 (A版) (申 込 書 必 要)	30 枚	500	
9	領 収 書 ・ 請 求 書 (A版) (内 税)	50 枚	650	
10	領 収 書 ・ 請 求 書 (A版) (外 税)	50 枚	650	
11	閲 覧 申 請 書 (B版) (一 般 用)	100 枚	370	
12	閲 覧 申 請 書 (B版) (コンピュータ用)	100 枚	500	
13	登 記 完 了 証 用 紙 (A版)	10 枚	350	
14	表示登記済証書表紙 (A版)	50 枚	750	
15	事 件 簿 (A版)	50 枚	400	
16	取 下 書 (B版)	100 枚	530	
17	登記識別情報シール	10 枚	200	
18	登記識別情報プロテクトシート (折込方式用)	8 枚	350	
19	バ ッ ジ (会 員)	1 個	1,000	
20	名 刺 (表 裏 カ ラ ー)	100 枚	1,500	
21	杭 (A - 4 5) 4 5 × 4 5 × 4 5 0 (mm)	⊕ ⊞ ☒ 1 本	220	
22	杭 (A - 6 0) 4 5 × 4 5 × 6 0 0 (mm)	⊕ ⊞ ☒ 1 本	250	
23	杭 (B A - 6 0) 7 0 × 7 0 × 6 0 0 (mm)	⊕ ⊞ ☒ 1 本	350	

※杭の頭部のマークは⊕ ⊞ ☒の3種類がありますので、必ずいずれかに○をして下さい。

〒
住所
TEL
氏名

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。

土地家屋調査士会
会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は、下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命下さい。

火災保険

傷害保険

生命保険

医療保険

ガン保険

自動車保険

賠償責任保険

所得補償保険

損害保険・生命保険代理店 **有限会社 AFIコンサルタント**

川畑 秀世

〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8
TEL 099-264-6164 FAX 099-264-6684

■ 会社案内・営業案内 ■

住所／鹿児島市吉野町10779-95 TEL (099) 246-3079 FAX 244-6828

有限会社 シー・エス・ジー

販売・セッティング・操作指導・保守・修理

■ 土地家屋調査士CADシステム ■

アイサンテクノロジー(株) “Wing Neo”シリーズ

福井コンピュータ(株) “BLUE TREND”シリーズ

■ 司法書士専用システム ■ 株式会社 リーガル “権”シリーズ

■ 測量機器 ■ 光波測量機・測量資材等



新土地家屋調査士電子証明書対応済

土地家屋調査士システム“表”

しるす

“表”は新登記情報提供サービスで取得した登記情報から、表題部情報、有効な関与者情報等を読み取り、“表”の書類作成に活用できます。さらに、登録物件の自動巡回取得・複数物件の一括取得機能、登記情報の新旧対照機能(新機能)、パスワード履歴管理機能(新機能)を追加し、実務に合わせてますます便利になりました。

登記情報読取機能



主な機能

- ① 登記情報の自動巡回一括取得機能
- ② 登記情報の新旧対照機能
- ③ 登記情報提供サービスのパスワード履歴管理機能







拒否点の表示が拡大表示されます

登記情報の新旧対照画面



法律とコンピューター

株式会社リーガル®

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光248番地3
TEL: 089 (957) 0494 FAX: 089 (957) 0471

ホームページ <http://www.legal.co.jp/>

◆取扱店



有限会社 シー・エス・ジー

鹿児島市吉野町10779番地95

Tel 099-246-3079 Fax 244-6828

◇最近売れてる商品◇

・UAV対空標識

対空標識セットにハードタイプが新登場。
番号を自動検知して反射しにくい為作業効率が大幅UP！
ソフトタイプは20枚キット（固定用ピンペグ・中心点鉾
お手軽ハンマー・対空標識20枚のセット）が人気です。
ハードタイプは標識20枚のセットへの問い合わせが増えています。



・ポイズンリムーバー

それでも刺されてしまった時の備えとして、森林作業に向かわれるお客様からのお問い合わせ＆ご注文が増えています。特殊な弁の動きにより吸引時の空気の流速が速いので、刺した後針を残す害虫に有効です。



・ファーストエイドキットDX

応急処置を施すためのキット。使わない事が一番ですが万が一の際の備えとしてお問い合わせが増えています。

【内容物】

- | | | | |
|-----------|-------------------|-----------|------------|
| ①専用ポーチ | ②三角巾 | ③伸縮コットン包帯 | ④伸縮包帯 |
| ⑤バンデージテープ | ⑥人工呼吸マウスガード | ⑦ブラピンセット | ⑧クリーニングロープ |
| ⑨バンデージサース | ⑩エマージェンシーシート・ゴールド | ⑪マスク | |

・蛍光チョーク

木材・金属・コンクリートなどのマーキング用チョークの蛍光タイプが出ました。「オレンジ」「緑」「ピンク」「レモンイエロー」の四色。
取り扱いを始めたばかりですが、少しずつ手に入る方が増えてきています。
蛍光スプレー、蓄光スプレーも出ているようですので、近いうちに取り寄せしてみます。

※その他続々新商品も開発されています。ぜひ一度カタログを手にとってご覧ください。

株式会社 マルコー

〒891-0115 鹿児島県鹿児島市東開町 13 番地 15

TEL 099-269-2220 FAX 099-269-2204

毎月 第二・四土曜日 及び日曜祝祭日お休み

（お急ぎの場合はお電話下さい。市内にいて対応できる場合は会社に参ります）

株式会社久永 おかげさまで98周年。お客様と共に未来へ

オフィス・トータルソリューション

オフィスソリューション



立ち姿勢を取り入れる。
ワークスタイルが変わる。
Swift[スイフト]が実現する、
フレキシブルな働き方。



働く人の姿勢に、デスクをアジャストさせる発想。
それが、上下昇降デスクSwift[スイフト]

セキュリティソリューション



多彩な機能で、不正アクセスの
防御やランサムウェア・
ウイルスの侵入を低減します。



■ 外部からの不正侵入・攻撃対策
■ 内部から外部への情報漏えい対策

測量CADシステム



福井コンピュータ株式会社

イメージングソリューション

GRAPHTEC



EIS180-SH Series

TOPCON



TOPCON GT



SOKKIA iX

測量・建設ソリューション



TOPCON HiPer V

SOKKIA



SOKKIA GCX3

次世代トータルステーション！！

ハイブリッドGNSS！！

手の平サイズGNSS！！

日本測量機器工業会 JSIMA認定事業者

測量機のご用命は、鹿児島県唯一のトプコン・ソキア正規代理店久永まで！

メーカー資格認定の技術スタッフ、メーカー指定の校正機器・専用工具で
お客様の測量機を1台1台丁寧に点検・調整を承っております。

レンタル機は、最新のトータルステーションをご用意！

測量用の鋸(コノエ)・プラ杭(リプロ)等も豊富に在庫取り揃えております！



Hisanaga 株式会社久永

本社：鹿児島市東開町5-11 TEL 099-210-0555
鹿屋営業所：0994-43-2110 川内営業所：0996-23-3033
国分営業所：0995-46-8971 大島営業所：0997-53-1706
関東支店 宮崎支店 延岡営業所 熊本営業所 八代営業所

ホームページアクセスはこちら



【好評図書のご案内】



建物表示登記の実務

資料調査・建物認定・構造判定・床面積算定

内野篤 著

2017年6月刊 B5判 296頁 本体2,900円+税

- 土地家屋調査士の業務の柱である資料調査・建物認定・構造判定・床面積算定などを解説。
- 建物の構造、床面積の算定などについて、具体的に解説。また、新築、分割、合体などの目的ごとに26事例（登記申請書、建物図面・各階平面図、調査報告情報）を収録、解説。



事例解説 農地の相続、農業の承継

農地・耕作放棄地の権利変動と農家の法人化の実務

高橋宏治・八田賢司 編著 大島俊哉・小森谷祥平・照本夏子・中村勸・福島聡司 著

2017年6月刊 A5判 324頁 本体2,800円+税

- 農家の「顧問」として、適切なアドバイスをするための一冊。
- 「後継ぎがない」、「農地を手放したい」といったよくある相談から、「相続で農地を所有することになったものの、どうすればよいかわからない」、「耕作放棄地を別の目的で使うにはどうすればよいのか」といった困難な相談まで、年々増加する農地に関する相談に適切に対応するための情報をコンパクトにまとめた一冊。



相続手続が簡単に 法定相続情報証明制度の 利用の仕方

碓井孝介 著

2017年6月刊 A5判 152頁 本体1,500円+税

- 「法定相続情報証明制度」によって相続手続はどう変わるのか？手続の流れに沿って、必要な知識をわかりやすく整理した一冊。
- 戸籍の読み方・取り方や相続手続の進め方まで踏み込んで解説。
- 必要な書類の集め方や作成手法も具体的に提示。



ストーリーとQ&Aで学ぶ 改正個人情報保護法

取得、管理、利用、提供、漏えい、開示請求、越境移転、匿名加工情報、通信の秘密、位置情報、AI

関原秀行 著

2017年5月刊 A5判 464頁 本体4,200円+税

- 改正後の法律・政令・規則、ガイドライン、委員会発出のQ&A、事務局レポート等、多数の法令・資料をこの一冊に集約。
- 改正前の主務大臣制の下、総務省において個人情報保護法の執行を担当していた著者が、イメージが湧きやすいストーリーとQ&A形式で個人情報利活用の実務をわかりやすく解説。

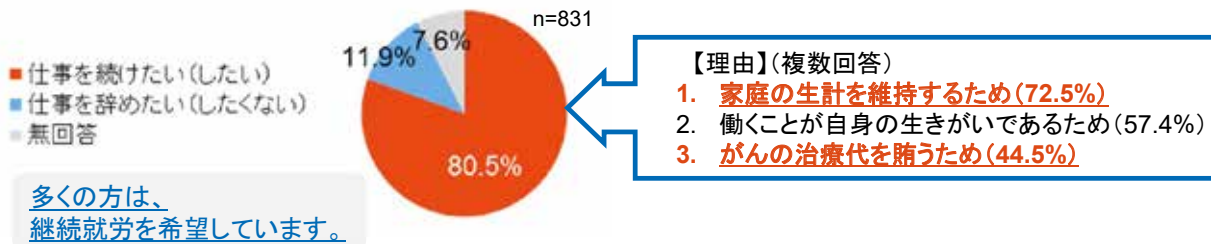


日本加除出版

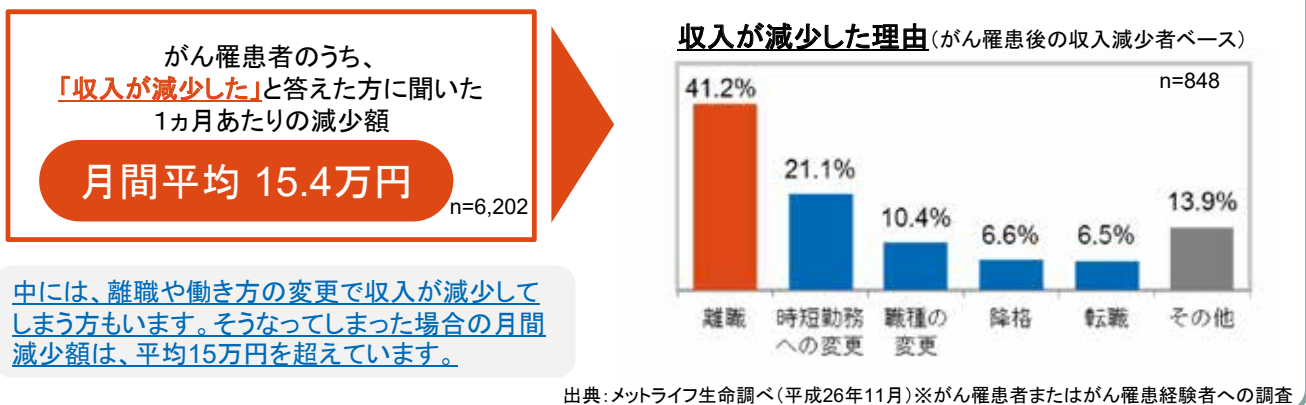
〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID:@nihonkajo

がん患者の就労と収入

がん患者の就労の意向

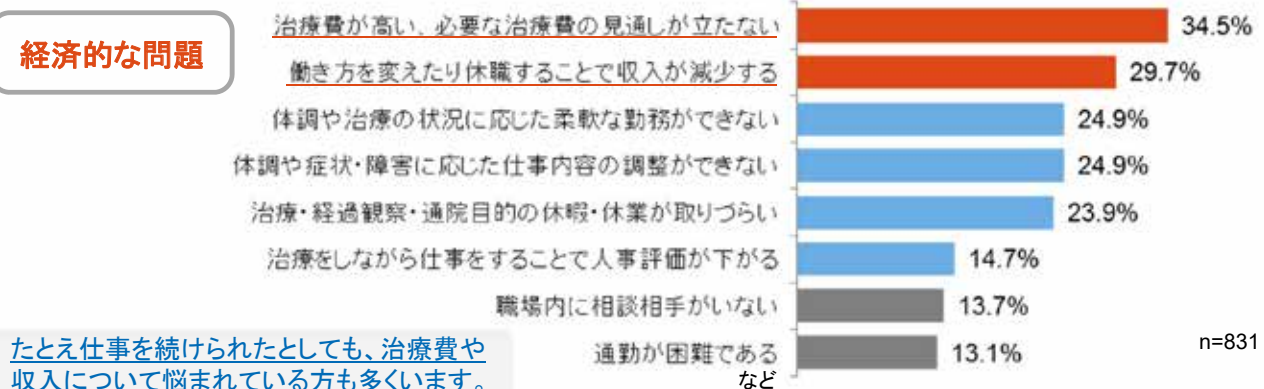


がん罹患後の収入の変化



治療と仕事を両立する上で困難であったこと(複数回答)

経済的な問題



もし、がんになってしまったら収入が減ることも。
毎月貯蓄を切り崩す勇氣はありますか？

【お問合せ先】

〒890-0067
鹿児島市真砂本町4-20-706
携帯 080-2691-1822
FAX 099-806-8112
おおの総合保険
大野 勝己

MetLife
メットライフ生命

WingNeo. INFINITY

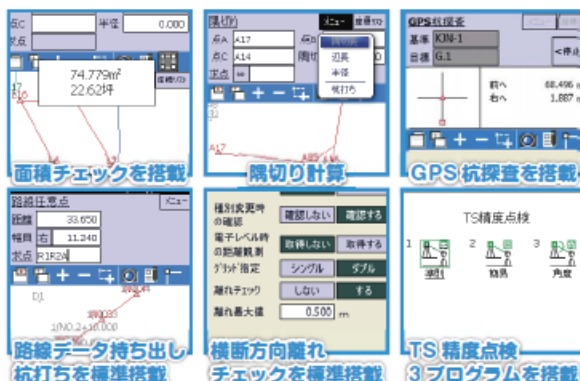
- Windows®10 32bit版/64bit版の混在環境に対応し、幅広いPC環境での運用が可能に
 - 公図自動結合の「任意座標」しか無いエリアでの結合対応や 地図オープンソースの更なる利活用
 - 不動産登記(土地)全部事項証明書OCRオプション
登記簿CSV取り込みオプションによる測量基本システムとの新しいデータ連携を実現
 - 「基準点成果表」OCR認識や 大量の横票ラスタから土地情報に限らず情報のCSVを効率的に生成する「横票CSVコンバート」の搭載 【ラスタ編集・図面OCR必須】
 - IP法による路線復元や補欠作成機能の強化 ■ 現場概測【Pocket】のクラウド連携による分業
 - ラスタ:UTM座標系のワールドファイル読み込み対応 カラーラスタの合成
 - コマンド履歴固定コマンドや 図形からの文字角度 垂直方向取得などのCADコマンド強化
 - 大量図形データ展開時のCAD「スナップ高速化」
- etc.

Pocket Neo

ポケットネオ スリー

現場作業が事務所作業を徹底軽減!!

新機能+新ハードでさらなる効率アップ!!



Leica TS16シリーズ

高精度測量機ソリューションをご提案いたします

Leica GNSSシリーズ



主な仕様

- ・最高精度(1mm+1.5ppm)
(表示は0.1mmまで可能)
- ・ノンプリズム1000m(測距精度2mm)
- ・マニュアル TS16M
- ・自動追尾(LOCK) TS16A
- ・パワーサーチ TS16P
- ・イメージング TS16I

主な機種

- ・Viva GNSS GS10 & GS15
- ・Viva GS08Plus

特徴

- ・IP68(防塵&水深1mの耐水性)GS10,15
- ・どんな種類の観測も対応 GS10,15
- ・シンプル操作,電源ON即観測 GS08
- ・Wifi通信(スマホ)対応で低コストVRS観測



【取り扱い品目】

- ・測量CADソフト
- ・パソコン(周辺機器含む)
- ・オンライン申請ソフト
(環境設定及び指導可)
- ・電子納品ソフト(請負可)
- ・測量用品
- ・施工管理CADソフト
- ・司法書士システム
- ・トータルステーション
(光波測距儀含む)
- ・中古機材(光波含む)
- ・ネットワーク構築

すべての製品、デモから導入指導、メンテナンスまで全て行います!

エムタス

担当 丸田 康盛

連絡先: 090-4351-6257

〒891-0108 鹿児島市中山2丁目13-5-3

TEL/FAX: 099-293-5330 Email: mts@net.wak2.jp

Pocket Neo

ポケット ネオ スリー

現場作業が事務所作業を徹底軽減!!
新機能+新ハードでさらなる効率アップ!!



CASIO 標準ハードセット

IT-G500 本体 + 大容量バッテリー
+ USB クレードル + AC ケーブル
+ USB ケーブル

現場最強宣言

ハードとソフトの最強コンビ

ラスタデータOCRオプション

ラスタの座標表を範囲選択後、文字認識
座標管理や区画管理に簡単測点登録&面積算出

WingNeo.

INFINITY



『見る・測る・計る・つながる・集約する』

すべての情報が融合し新たな付加価値を与える時代へ。



WING over the World
アイサンテクノロジー株式会社

<http://www.aisantec.co.jp>

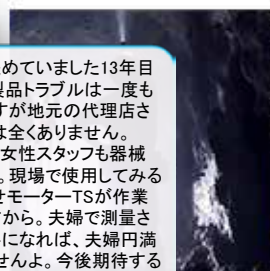
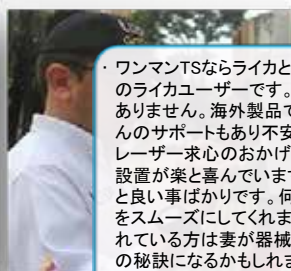
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-17-5

TEL : 092-482-6123 FAX : 092-482-9377

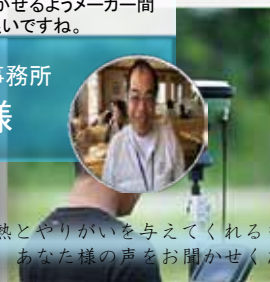
URL : <http://www.aisantec.co.jp/>



鹿児島県土地家屋調査士会の皆様にお役にたい。



・ワンマンTSならライカと決めていました13年目のライカユーザーです。製品トラブルは一度もありません。海外製品ですが地元の代理店さんのサポートもあり不安は全くありません。レーザー求心のおかげで女性スタッフも器械設置が楽と喜んでます。現場で使用してみると良い事ばかりです。何せモーターTSが作業をスムーズしてくれますから。夫婦で測量されている方は妻が器械手になれば、夫婦円満の秘訣になるかもしれませんよ。今後期待することはアクセサリーの汎用性です。今ある資産(他社プリズムなど)を生かせるようメーカー間の共通規格化が進むと良いですね。



放生会不動産調査事務所 放生会正美様

あなた様の喜びの声を聴くことほど私たちの仕事に情熱とやりがいを与えてくれるものはありません。いいこと、わるいこと、どんなことでも結構です。是非、あなた様の声をお聞かせください。

・ライカユーザー歴20年です。その間3種類のライカTSを使ってきました。耐久性と精度のよさには感心しています。微動ネジに固定クランプが無い!?大丈夫??と心配したことが懐かしいですね。固定クランプが無いことで余計な気を遣わなくて済むのは、実は現場では重要なことです。モーターTSは杭打ちが楽、早い、ミス無、高精度、言う事なしです。対回観測は、もうモーター無では考えられませんね。TSの設計思想をメーカーから聞きましたが、精度や耐久性に関して腑に落ちますね。若いスタッフも喜んでモーターTSを使っています。最近では私も機械手をするのが楽しくなりました。

・20年前、ハンディー距離計ライカDistoを購入しました。まだトラブルも無く現役です。周りの仲間達からライカの良さを聞いていたのでTSもライカを選択しました。ノンプリの精度に驚いたことを今でも記憶しています。モーターTSの恩恵でミスが無くなりました。特に杭打ち作業は抜群に威力を発揮しています。操作もシンプルです。不満はありません。後方交会法では10方向から器械点を計算でき、既知点間の較差を自動確認でき、自由に使用点を選択できるのは助かります。先日、メーカーから便利な機能を教えてもらいましたので早速試してみたいです。

・7年前の独立を機にライカTSを購入しました。私は土地家屋調査士の測量の他、丁張設置等の工事測量を全てこのTSでこなします。自動視準・測距の速さ、V角精度の高さ、また建設重機が動き回る中でもコンベンサーターが適切に機能しているのはライカTSの特徴ですね。作業効率が格段に上がったのでモーターTSにして良かったです。測設作業では作業計画、事前準備をしっかりすることで800点/日程度できます。速さ+高精度によりお客様にはとても喜んで頂けました。国内では購入困難なプリズムを海外から取り寄せてみました。本体だけでなくアクセサリーにも拘ってほしいですね。

原田昭文事務所 原田昭文様



馬場幸二事務所 馬場幸二様



上小鶴測量登記事務所 上小鶴一善様



鹿児島県土地家屋調査士会の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のご厚情にあずかり心から御礼申し上げます。

さて本年9月8日をもって弊社は創立20周年を迎えます。200年の時を超えWILD社から受け継がれた技術革新の精神は弊社20年の歩みの中でさらなる挑戦を可能にしました。現在も「i-Construction」をはじめとする3D時代にあたり、IT企業として革新的な製品とソリューションを提供しています。

皆様と共に未来へ挑戦する一歩を踏み出せましたら幸甚です。

ライカ ジオシステムズ株式会社 代表取締役

日比孝典

詳しくはWEBまたは、070-3878-5107 担当 西川まで

〒108-0073 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル18F TEL:03-6809-4925



自然遺産

上記写真について

樹齢 1500 年の蒲生町の大クス



錦江湾サマーナイト花火大会 2017

土地家
屋
調査士

鹿児島県土地家屋調査士会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 1 番 3 号 司調センタービル 1 階
TEL: 099-257-2833 FAX: 099-256-4337

<http://www.kagoshima-chosashi.com/>

